

# 福島原発事故区域外避難者はどう生きてきたか

— 原発賠償京都訴訟原告の陳述書分析から —

竹 沢 尚一郎  
伊 東 未 来

## はじめに

2011年3月11日、宮城県沖を震源とする東日本大震災が発生した。東京電力福島第一原子力発電所では地震と津波により冷却のための全電源が喪失して、原子炉格納容器内のコントロールが効かなくなり炉心融解（メルトダウン）の重大事故をひきこした。政府は同日に「原子力緊急事態宣言」を発令し、発電所から半径3km以内に住む住民に避難指示、半径10km以内の住民に屋内退避指示を出し、翌12日に1号機が水素爆発を引き起こすと避難指示を半径20kmに引き上げた。その後も福島第一発電所の2号機、3号機、4号機はつぎつぎに炉心融解と水素爆発を起こし、高濃度の放射能汚染物質が半径20km内の「警戒区域」を越えて拡大した。とりわけ14日の3号機の水素爆発、15日の4号機の水素爆発によって大量の放射能物質が飛散したことで、政府は半径20km圏外でも放射線量の高い葛尾村、飯館村などを「計画的避難区域」に指定して避難を要請し、それに準ずる地域を「緊急時避難準備区域」に指定して、緊急時の避難もしくは屋内退避を求めた<sup>1)</sup>。これらの地域に住む住民は約15万であり（本稿では避難指示区域内の居住者と区別するため、これらの住民を

---

1) 福島県復興情報ポータルサイト福島復興ステーション「避難区域の変遷について」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html>（2019年12月6日最終アクセス）。

「区域内避難者」と呼ぶ)、大量の国内避難民が発生することとなった。

しかし、事態はそれに収まらなかった。空中に巻き上げられた放射性物質は、線量の高かった14日から16日にかけて、回遊する風に乗って人口の多い福島市、郡山市を含む福島県中通りといわき市、および茨城県、栃木県に飛散した<sup>2)</sup>。福島市や郡山市では20～30マイクロシーベルト/時と、平常時の1000倍近い放射線量が観測され、多くの市民はパニックに襲われて避難行動をとった。そのときの緊迫した様子は、当時郡山に住んでいたある避難者の発言によく示されている。「私の勤めていた会社では事故発生後、防護服、ゴーグル、防護マスクが従業員に配られ、上司からは『これからは県外避難も視野に入れるように』と言われた」。実際、福島県中通りの市町村に住む3歳児をもつ母親全員を対象にした大規模なアンケート調査によれば、回答者のうち一度も避難をしなかったと答えた母親は29.1%にすぎず、一時的なものも含めると、小さい子をもつ家庭の多くが避難した(松谷他 2014: 72)<sup>3)</sup>。

福島県中通りの市町村は国が指定した避難指示区域の周囲に位置し、福島原子力発電所の南に位置するいわき市を加えれば人口規模は約143.5万(事故当時)であり、文字通り福島県の中枢部を構成する。この地域の放射線量は、チェルノブイリ事故後の強制移住の日安である5ミリシーベルト/年をはるかに超えていたが、避難者が大量に発生して社会と経済が大混乱に陥ることを恐れた国と福島県は、20ミリシーベルト/年へと避難基準を引き上げた。これは、緊急時の公衆の最大放射線量を1～20ミリシーベルト/年に抑えることを求めた「国際放射線防護委員会」の2011年3月21日の声明に依拠したものであったが、この声明はあくまで緊急時(事故継続時)を想定したものである。同委員

---

2) 原発事故後の風向きは大半が西風であり、それによって大量の放射能が太平洋上に飛散した。福島沖では米国の原子力空母ロナルド・リーガンが「ともだち作戦」と名づけられた救助活動を行っており、多くの乗組員が放射能に被ばくした。彼らは米国の相手取って裁判を起こしているが、軍事活動の一環とされ慰謝料の獲得にいたっていない(田井中・ツジモト 2018)。

3) このアンケート調査によれば、「中長期避難」の割合が30.5%、「一時避難」の割合が40.4%である(同: 72)。

会が求めたのは長期的には1ミリシーベルト／時を基準とすることであり、日本政府も原発事故前はその値を安全基準としていた（佐藤・田口 2016：96）。こうした非人道的な措置が強引に採用された結果、福島県中通りや周辺の茨城県・栃木県等から放射能汚染を恐れて他県に避難した人びとは「自主的避難者」として位置づけられ（本稿では「区域外避難者」と呼ぶ）、政府によるわずかな支援と東京電力による低額の慰謝料の対象となるだけであった。そのため、区域外避難者の多くはさまざまな困難や苦難に呻吟しながら生きることを余儀なくされてきたのである。

福島県の避難者は、避難指示区域から15万、区域外から6万とされており、原発事故から8年を経過した2018年11月の段階でも、県外への避難者数は3万人を超えている<sup>4)</sup>。そうした彼ら彼女らがどのような生活をおくってきたかについては、東日本大震災の発生直後に書かれたものをのぞいて、著作は限られている。とりわけ区域外避難者たちがどのような困難のもとで生きてきたか、国の支援や東電の賠償はどのような意味で不十分であったかについては、一部の研究をのぞいて（山根 2013, 吉田 2016, 高橋・中谷 2018, 2019, 辻内・増田編 2019）、十分には書かれてこなかった。本稿はこうした研究上の空白を埋めるために構想されたものであり、原発事故後に福島県および周囲の高放射能汚染地域から関西地区に避難し、東電と国を相手取って京都地裁に提訴した京都訴訟原告による陳述書と、それにもとづくアンケートに依拠しながら避難者の生活の実態を描き出そうとするものである。

## 1. 本研究の実施にいたる過程および手順

本稿の実現にいたる過程について最初にふれておく。本稿のきっかけは、原発賠償京都訴訟団の弁護団から、原告たちの生活の実態とその困難を「見える

---

4) 福島県復興情報ポータルサイト福島復興ステーション「県外への避難者数の状況」  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/359577.pdf>（2019年12月6日最終アクセス）

化」する作業を依頼されたことであった。原告56世帯173人は国と東電を被告として京都地裁に提訴した際に、彼らの損害の実態を裁判所に訴えるために、弁護団の助けを得ながら陳述書を作成した。その陳述書はときに30ページにおよぶものであり、国による居住地区分や年齢層、世帯構成、職業、避難行動、避難後の生活形態等においてきわめて多様なものである。そのため、各原告の避難の経緯などは個別に記されているものの、原告全体が求めている要求や訴訟意図および被害実態についての全体的傾向を把握することが困難になっていた。そのため、全陳述書を分析して、その全体的な傾向を明らかにする作業をおこなうことになった。

こうした作業についてはすでに先例がある。それは宇都宮大学の高橋若菜准教授等の手になる新潟地方裁判所に提出された意見書とそれにもとづく研究論文であった（高橋・小池 2018, 高橋・小池 2019）。彼らによる分析は新潟訴訟の原告237世帯804人の陳述書をもとにしたものであり、対象数の多さや分析項目の包括性、分析の正確さと緻密さにおいて模範とすべきものである。他方、新潟訴訟の場合には、すでに新潟県によって避難者を対象としたアンケート調査がくり返し実施されていたこともあり、あらかじめ72の質問項目を策定し、それに沿って陳述書を作成したことで、すべての陳述書の内容や記述の整理が明確になされている。これに対し、京都訴訟においては陳述書の作成にあたって統一的な質問項目の策定を行っていなかったことから、個々の陳述書の内容には大きなばらつきがあった。

そこで、京都訴訟の陳述書を分析するにあたって、私たちはつぎのような手続きをとることにした。まず、新潟訴訟陳述書のもとになった72の質問項目のうち、京都訴訟の陳述書にはほとんど記述のない12項目を除外した60の質問項目からなるアンケート票を作成した。つぎに、これに沿って竹沢・伊東が京都訴訟の陳述書をすべて読み直し、個々の質問項目について記述がある場合には該当する答えに印をつけ、ない場合には空欄とした。その上で、各担当弁護士を通じて竹沢と伊東が記入したアンケート票を各原告に送付し、原告に陳述書作成当時（2015年）の記憶を想起しながら、印のついている箇所を確認と空欄

を埋める作業を依頼した。その後、各原告から担当弁護士に返送されたアンケート票を竹沢と伊東が集計し分析をおこなった。その結果は訴訟における原告側の意見書としても提出した。本稿の主要部分はその意見書に加筆したものである。

原告56世帯に送付されたアンケート票のうち、回収されたものは56通であり、回収率は100%である。この数字はアンケート調査としては例外的な高さであり<sup>5)</sup>、各原告の裁判に対する意志と弁護団の熱意、そして原告と弁護団のあいだの信頼関係の高さを示すものといえる。返送されたアンケート票には、自由記述欄や詳細の追記欄に多くの原告が生々しい証言を書き加えていた。そうした記述を本稿に加えることで、京都訴訟原告となった避難者たちの生活実態をより忠実に伝える、質的および量的な分析と記述が可能になったと考えている。

本稿ではまず、京都訴訟の陳述書56通のデータを項目ごとに図表化し、それを分析することで、京都訴訟原告56世帯の避難行動と避難生活の実態を明記する。つぎに、京都訴訟原告の特徴と思われるものを、新潟訴訟陳述書にもとづく高橋淳教授らの研究と比較しながら描き出す。最後に、京都訴訟陳述書およびアンケート調査から何が言えるかを考察する。

## 2. 京都訴訟56通の陳述書のデータと分析

### 1) 原告の社会的属性

#### ①陳述書を作成した原告の年齢（図1）

まず、陳述書を記入した原告の年齢からみていく。図1が示すように、原告は30代と40代に集中しており、この2つの世代で全体の71.5%を占めている。この世代の世帯の多くは、つぎの図3～5が明らかにしているように、乳幼児から高校生までの子どもをもつ子育て世帯であり、原発事故がもたらした放射能汚染から自分たちを守ることに以上、「子どもたちを守りたい」という意志

---

5) 社会調査において、アンケート票を用いた郵送調査での一般的な回収率は20%程度だと言われている（盛山 2004, p.68）。

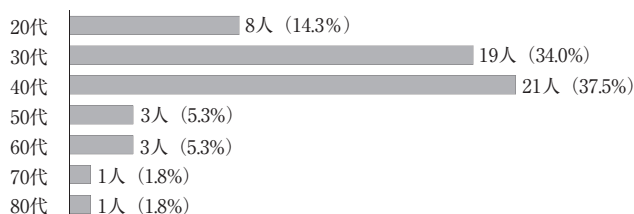


図1 陳述書を作成した原告の年齢 (n=56)

によって避難をした。また、この世代は企業や地域社会において中核的位置を占める世代であり、働き盛りの世代でもある。その彼らが、それまでの仕事や地域活動で築いた業績や信頼関係を投げうってまで新しい土地へと避難したのであるから、そこには容易には想像できないほどの決断と覚悟があった。彼らはその選択により、後の諸項目が示しているような職業や社会生活における多大な困難に直面することになるのだが、それだけ原発事故が原告世帯に与えた不安と恐怖の大きさを示している。

## ②原告の事故前の居住地区分 (図2)

図2が示すように、京都訴訟の原告56世帯のうち、帰還困難区域からの避難者は1、緊急時避難準備区域からの避難者は1であり、それ以外は区域外避難者である（そのうち福島県外者7、福島県内の被災者支援法の対象区域外からの避難者1）。東日本大震災後に京都に避難した避難者数は、復興庁の発表によると2014年4月の段階で926だが、そのうちの区域内避難者と区域外避難者の割合については記載がない。除本理史大阪市立大学教授の研究によると（除本2016）、京都府への避難者のうちの段階で区域内避難世帯は17、区域外避難世帯は94（2016年4月時点）である。それをもとに計算すると、裁判に参加していない避難者の数は45、そのうち区域外避難者15となり、区域外避難者の割合は全体の33.3%である。これと比較すると、本訴訟原告における区域外避難者は全体の96.4%を占めており、その割合が際立って高いことがわかる。

区域外避難者に対して政府や東京電力による補償や賠償が十分にはなされな

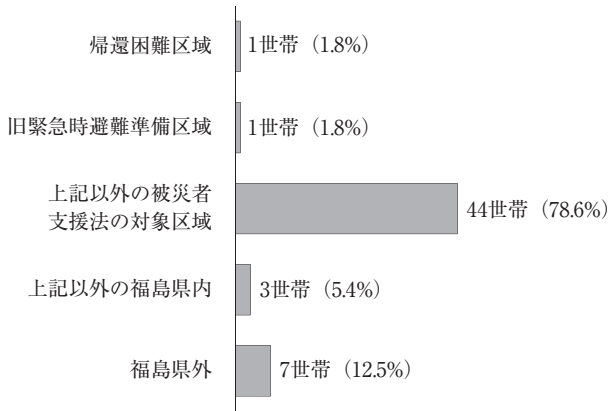


図2 原告の事故前の居住地区分 (n=56)

かったことは多くの判決や研究論文、研究書によって指摘されているが<sup>6)</sup>、そうであるがゆえに彼らは事故以来、多大な困難に直面させられてきた。そればかりか、みずからの苦境と正当性を主張するには、多くの人にとってそれまでの事故前の生活では想像しがたかった、国と大企業を相手取る裁判という手段以外をもたなかったのである。

### ③事故前の世帯構成 (図3)

事故前の世帯構成は図3の通りである<sup>7)</sup>。単身世帯が3世帯、夫婦が同居する核家族世帯41、ひとり親世帯 (核家族のうち夫婦が別居ないし離婚した世

6) たとえば横浜地裁における損害賠償訴訟では、2019年2月20日に出された判決で国の指針などで定める損害額は「限度と認めることはできない」とし、避難指示区域外からの慰謝料の支払いを命じた。また、避難者の実態調査を行っている経済学者や社会学者からも、区域外避難に対する補償・賠償の不十分さが指摘されている (除本 2013, 遠藤 2013, 渡部 2016)。

7) 世帯の分類については、同居の有無を重視する厚生省の定義に準じて、①単身世帯、②核家族世帯で夫婦同居、③ひとり親世帯 (核家族世帯で夫婦別居)、④複合直系家族世帯、⑤その他、の5つに区別する。このうち、②は同居する夫婦および夫婦と未婚の子どもからなる世帯であり、③は夫婦が離婚・死別したか別居している家族で未婚の子どもとの同居がある世帯をさす (子どもがいない場合には単身世帯)。④は複数の直系の核家族が同居している世帯であり、その多くは3世代同居世帯である。

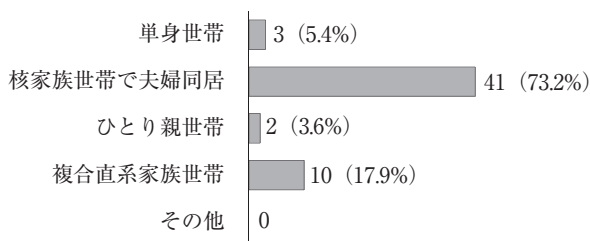


図3 事故前の世帯構成 (n=56)

帯) 2, 複数の直系核家族からなる複合直系家族世帯10である(そのうち3世代同居世帯が8)。ここから原告の世帯構成について2つの特徴を指摘することができる。1つは、夫婦同居の核家族世帯が73.2%, 3世代以上が同居する複合直系家族世帯が17.9%, あわせて91.1%であり, その割合の多さは際立っている。これらの世帯の多くは, つぎの図4が明示するように未成年の子どもを含む世帯であり, 子どもの健康を第一に考えての避難であったことを示している。

第2の特徴は, 複数の直系核家族が同居する3世代世帯の多さである。また同居していなくても, 近所に住む親世帯と頻繁に行き来し, 子育てや農産物の提供等で支援を受けていたと陳述書に記されている世帯が15あることも注目される。全56世帯のうち, 未婚女性2, 事故以前に離婚していた女性4, シングルマザー1, 夫と死別していた女性が1あるが, そのうち4人は親と同居しており(他の1人は子と同居), 大家族的な性格をもつ福島県の家族構成の特徴を示すとともに, 親子の関係性の近さ, 日ごろからの紐帯の強さを物語る。その紐帯を断ち切るかたちで原告たちは避難したわけであるから, その覚悟がいかに大きかったか, また避難後に彼らがいかに強い孤独感を味わったかを示唆する数字である。



④子育て世帯の割合 (図4)

原告56世帯のうち、未成年の子どもをもつ世帯は47であり、全体に対する割合は83.9%に達する。国民生活基礎調査によれば、震災前年の2010年の全国の未成年の児童のいる世帯の割合は25.3% (福島県のそれは26.2%) であるので<sup>8)</sup>、原告世帯における子育て世帯の割合が圧倒的に高いことが特徴である。子どもの放射能汚染を避けることを第一に考えての避難であったことが、この数字にも反映されている。

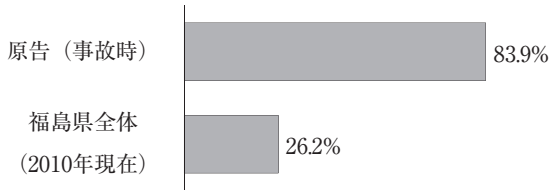


図4 子育て世帯の割合

⑤陳述書作成時の世帯構成 (図5)

関西地区に避難したことが原告世帯にもたらした直接の結果は、世帯の分解ないし解体である。図5で明らかなように、事故前にはひとり親世帯が2しかなかったのに対し、陳述書の作成時点のひとり親世帯は、子どもの放射能汚染

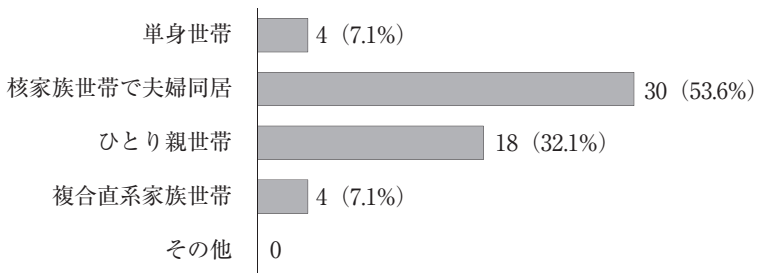


図5 陳述書作成時の世帯構成 (n = 56)

8) 厚生労働省国民基礎生活調査

を避けることを第一に考えた夫婦の別居（母子避難など）ないし複合直系核家族世帯の分解により、その数は18に増加している。同様に、未成年の子をもたない単身家族も3から4へ増加している。

### ⑥避難による世帯構成の変化（図6）

事故の前と後で世帯構成がどう変化したのか。その両者を比較したのが図6である。この図が明示するように、夫婦同居の核家族世帯が事故前の73.2%から事故後の53.6%へ、3世代家族を含む直系複合核家族世帯が19.6%から7.1%へと大きく減少しているのに対し、ひとり親世帯は3.6%から32.1%へと大幅に増加している。夫婦別居の理由の多くは、放射能汚染を避けるために母子のみを避難させ、夫は収入を確保するために事故前の居住地にとどまったケースであり、それによって夫、妻、子のそれぞれが多大な苦痛と困難を味わうことになった。

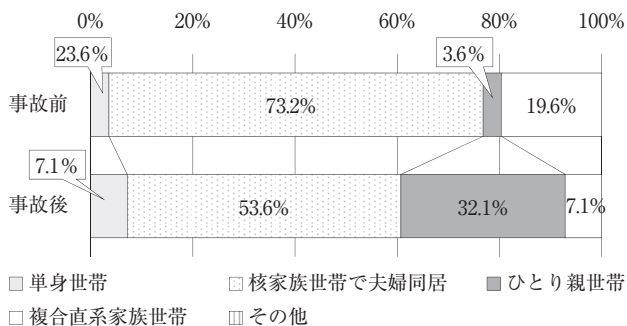


図6 避難による世帯構成の変化 (n=56)

### ⑦男性の事故前の就労形態（図7）

原告男性の事故前の就労状況は、フルタイムの仕事に従事していた男性41、自営業5、無職2、その他0となっている。フルタイムで仕事に従事していた男性の大部分は、図28で示すように収入を確保するために元の居住地に残って就労を継続し、母子避難した別居家族に送金をしている。一方、母子とともに

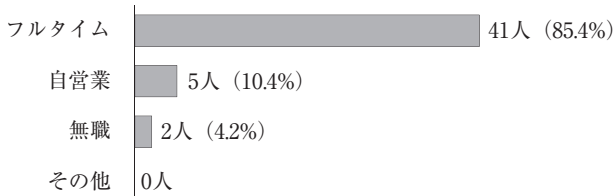


図7 男性の事故前の就労形態 (n=48)

避難した男性は、ほとんどの場合失業を余儀なくされ、未知の土地で新たな仕事を探す労苦を負わされることになった。

#### ⑧女性の事故前の就労形態 (図8)

事故前の女性の就労形態は、図8が示すように、フルタイムで仕事についていた女性18、自営業3、パートタイム13、無職21である。事故前に無職であった女性の多くは、避難後の二重生活がもたらした出費の増加を補填するために避難先で新たな職業に就いていることが、陳述書から分かる。彼女たちは、夫や親族の支援が期待できない遠隔地で、しかも未知の環境のなかで、ひとりで子育てと家事と勤労を両立させなくてはならないのであり、精神的・肉体的なストレスが彼女たちに重くのしかかってきた。

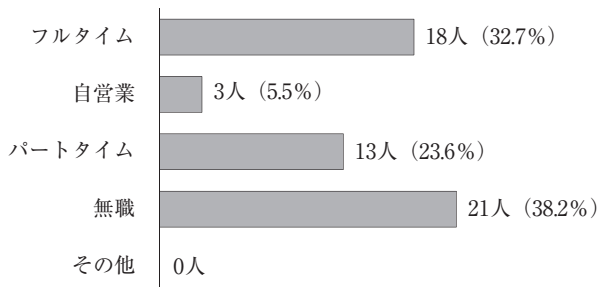


図8 女性の事故前の就労形態 (n=55)

### ⑨事故前の居住形態 (図9)

事故前の原告の居住形態としては、持ち家である実家に居住していた世帯11 (20.0%)、核家族で持ち家を購入していた世帯19 (34.5%)、賃貸の戸建てやマンション等に居住していた世帯21 (38.2%)、公務員宿舎2 (3.6%)、その他2である。このうち、持ち家購入のためのローンの返済が完了していない世帯が14あり、その多くがローンの返済と避難先での生活との2重の出費に苦しむことになる。なお、福島県の持ち家比率は2008年の段階で68.8%であり<sup>9)</sup>、原告のうちでは持ち家に居住していた割合は54.5%なので、県全体よりも13.3%低い計算になる。一般に都市部の方が農村部より持ち家比率は下がるので、原告のあいだでは都市部からの移住者の割合が高いことがその理由であろう。それに加えて、持ち家を所有する世帯にとって、居住する家が確保されていないながら見知らぬ土地に避難することが困難なことも理由のひとつと考えられる。避難したくてもできなかった原発事故被災者が多く存在していることが、ここから推測される。

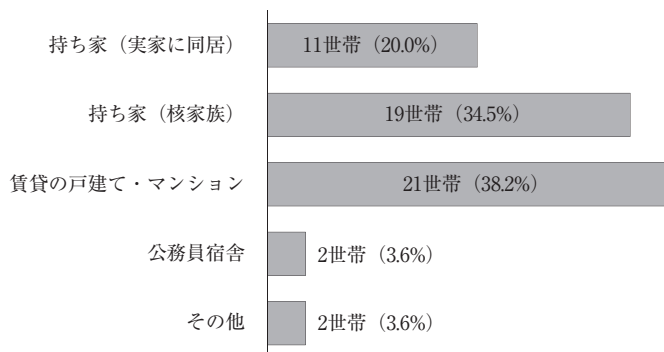


図9 事故前の居住形態 (n=55)

9) 高橋・小池 2018: 56。

## 2) 原発事故直後の避難行動（一時避難・初期避難まで）

### ⑩原発事故を最初に知った経緯（図10）

つぎに、原告たちが福島原発事故の直後に、どのようにして事故の発生を知ったか、そしてどのような行動に出たかを見ていく。

最初に事故を知った経緯については図10に示されている。京都訴訟の原告の96.4%は区域外避難者であることもあり、爆発を直接に見聞きした原告は皆無である。そのため、ほぼすべての原告（94.6%）がテレビ等の報道を通じて原発事故を知らされており、家族や知人を通じて知ったとする割合が17.9%でつづいている。そのほか、福島市に住んでいた原告は、原発から遠く離れた福島市にまで事故の直接的影響がおよんでいたことを、交通量の増大や変化で知ったとする生々しい証言を記録している。「娘婿の口がしびれ始めたり、浜通りから医大病院へ来る救急車の数が増えたり、交通が激しくなるなど、普通でない事がわかった。早く避難しなければとの事で、近所の方とガソリンを合わせて共に京都へ避難した。ガソリンはどの店にもなかった」<sup>10)</sup>。

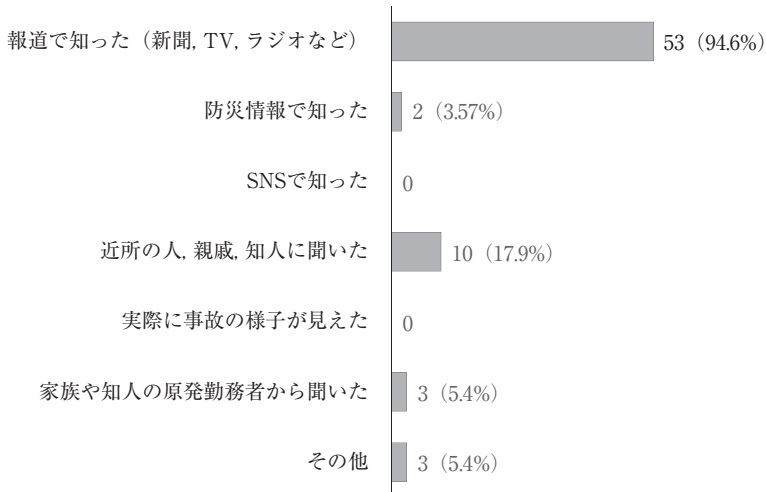


図10 原発事故を最初に知った経緯（複数回答可，n=56）

### ⑪避難指示の有無（図11）

京都訴訟原告のうちでは帰還困難区域からの避難者1，緊急時避難準備区域からの避難者1であるので，図11が示すようにこの2世帯だけが避難指示にしたがって避難していた。それ以外の原告は，政府や福島県からのいかなる具体的指示もないままに，放射能汚染の度合いやその危険度についてさまざまな情報を自分たちで集め，避難という苦渋の決断をおこなうにいたった。

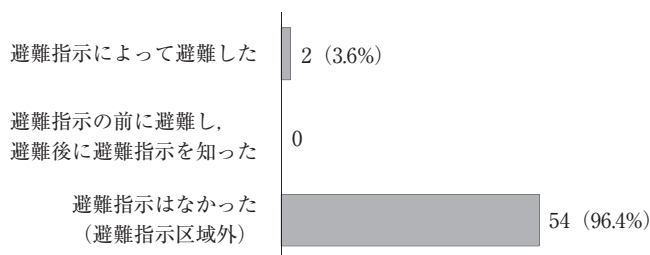


図11 避難指示の有無（n=56）

### ⑫事故直後にとった行動（図12）

事故を知った原告たちは，その直後にいかなる行動をとったのか。「すぐに家族全員で避難した」（32.7%）「すぐに母子だけで避難した」（20.0%）をあわせて52.7%と，避難指示が発令されていなかった居住地であっても，原告の多くが家族全員あるいは母子だけで避難を開始したことが示されている。また，直近の避難の有無にかかわらず，「TV やネットなどを通じて調べた」が52.7%，「家の中で換気扇を止める，窓を開けないなどの自衛策をとった」が49.0%であり，彼らが手探りで事故に対処しようとしていた様を知ることができる。その他の行動をとった原告が21.8%あるが，これは「外出時はマスク，外遊びはしない，洗濯物を外に干さない，床の水拭き，水道水にヨウ素が出たため水道水は飲まない。ペットボトルの水を購入」などの多様な予防措置を取ったケー

10) この引用のような質問事項への回答以外の記述は，各原告がチェック時に記入した文章をそのまま転記したものである。

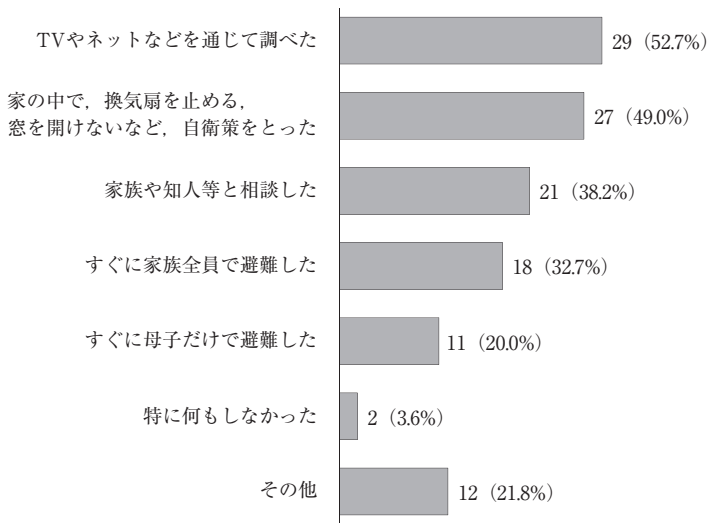


図12 事故直後にとった行動（複数回答可，n=55）

スや、「妊娠中だったのでヨウ素剤のかわりに何か飲んでおくべき物はないか調べ、産婦人科の医師に相談した（ヨウ素のうがい薬を飲んだ人がいるという情報を知ったため）」などのケースである。

原告の96.4%が避難指示の出していない区域外避難者であっただけに、その避難行動は多様なかたちをとることになった。ある原告は、「一号機爆発をテレビ生中継で見て避難を考えたが決断しきれず、2日後の3号機爆発でもうダメだと思い西日本へ逃げなくてはと行動に移したが、その2日間も全く眠れずフライカメラをずっと確認していた」と生々しい状況を伝えている。また、ある原告は結婚によって日本国籍を取得した中国出身者であり、「中国から日本に帰化した中国出身者のために、中国大使館から在日中国人は半径80km圏内に避難勧告が出ていると知った」と、国内と国外の情報の差を伝えている。彼女は実子とともにすぐに中国に避難した。

### ⑬避難開始時期（初期避難の時期）（図13）

事故を知った彼らは、いつ初期避難を開始したのだろうか。福島県内では原発から離れた会津地方や、隣県の新潟や山形、さらには関東地方などへの初期避難を行った世帯は、図13が示すように、事故直後の3月11日から15日のあいだに避難した世帯が22（40.0%）ともっとも多く、ついで3月16日から31日のあいだの17（30.9%）となっている。「該当しない（初期避難はしていない）」（18.2%）とした答えは、関西地区へ避難してそのまま住みついた原告世帯10であり、そのうち3月末までに避難した原告世帯は陳述書から9（16.4%）とわかるので、これを合計すると、全体の9割近くの世帯が（87.3%）、事故後3週間以内に避難を開始したことになる。こうした避難行動の迅速さは、それだけ原発事故が住民にもたらした不安と恐怖の大きさを示している。

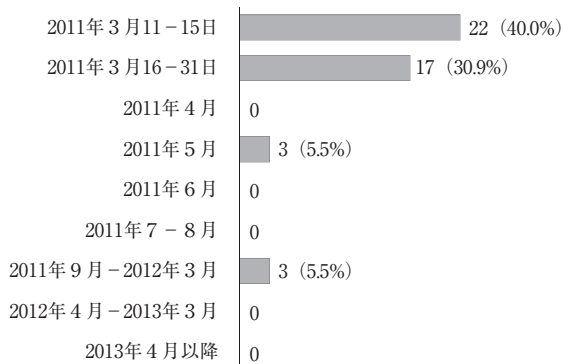


図13 避難開始時期（初期避難の時期）（n=55）

### ⑭避難を開始したきっかけ（図14）

一時避難を決意するにいたった経緯は、図14に示している。原発事故を報道等で知った彼らは、明確な指示がないままに手探りで「ネットなどで調べ」（87.5%）、「子どもや胎児への健康影響への懸念・不安を感じ」（68.8%）、「行政の発表する生活圏内での数値が高いと感じた」（62.5%）。そのため彼らは、緊急避難の必要性を痛感したのである。ある原告は、「私の勤めていた会



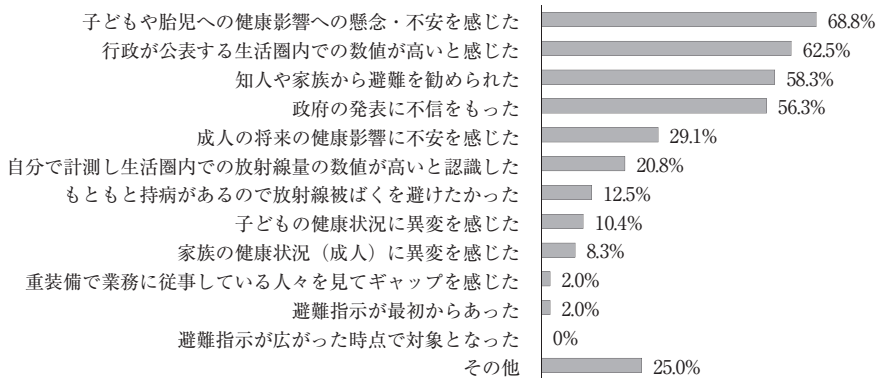


図14 避難を開始したきっかけ（複数回答可，n=48）

社では事故発生後、防護服、ゴーグル、防護マスクが従業員に配られ、上司からは『これからは県外避難も視野に入れるように』と言われた」と、避難指示が出ていない郡山市でも街がパニックになっていた様を記している。

また、「本人・第1子ともに化学物質過敏症なので放射能汚染を避けたかった」、「第1子は2005年に急性リンパ性白血病を発症していたため、放射能被ばくを避けたかった」という証言があるように、身内に持病のある人間がいるため放射能被ばくを避けることが急務と考えた原告が12.5%あることも特徴として挙げられる。また、「アメリカ国籍の友人は3月14日には米国に家族とともに避難を終えていた」という証言が伝えるような、外国人・外国在住の友人から即時の避難を説得された原告の多いことも明らかである。ネットで調べたり、自分たちで放射線量を測定したり、外国の友人からの連絡によって内外の情報のギャップを知らされたりしたことで、半数以上の世帯が原発事故から間もなく「政府の発表に不信」をもつようになった（56.3%）。

### ⑮初期避難の場所（図15）

事故後すぐに避難行動を開始した原告たちは、どこに向かったのだろうか。原告の多くは避難指示区域外からの避難であったため、公共の避難所に行くこ

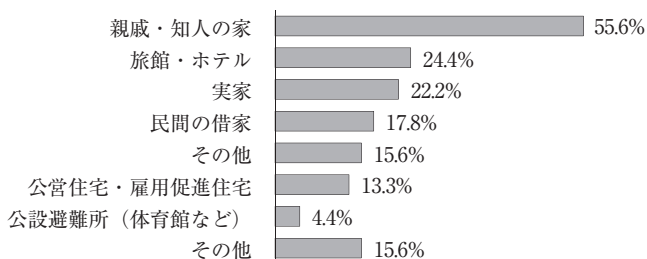


図15 初期避難の場所（複数回答可，n=45）

とはできないと感じるか、あるいは公共の避難所がすでに強制避難区域からの避難者でいっぱいであり、もはやスペースがないことを知らされた。それで彼らは、「知人や親戚の家」を頼るか（55.6%）、「旅館・ホテル」（24.4%）や、原発から比較的離れたところにある「実家」（22.2%）に避難するしかなかった。その間の事情を、ある原告はつぎのように書いている。「せっぱつまっていたので、息子の単身アパートへ娘と孫とで逃げた。悲劇が現実には始まった」。

#### ⑯避難開始以前に感じた不安（図16）

原発事故後に、福島で滞在しているあいだにどのような不安や恐れを抱いていたかを尋ねた回答が図16である。もっとも多いのが「地元産の食材や水道水を使う不安」の92.5%であり、放射能を身体に取り込むことへの恐怖が強く実感されていたことがうかがわれる。つづいて、「放射能の危険性に関する報道、風評、専門家の意見など」を知ったときの不安（77.4%）、「窓を開けられない（洗濯物や布団を干せない等も含む）ことによる不快やストレス」（77.4%）とつづいている。また、「外遊びを制限しなければならないことによる子どものストレスや葛藤」（54.7%）、「子どもを被ばくさせてしまったことへの後悔」（52.8%）もかなりの高率になっており、子どもの健康への配慮が原告の意識のなかで大きな位置を占めていたことがわかる。さらに、「東電や政府の発表への不信感」（71.3%）や、「避難区域の線引きへの疑問、不満」（49.0%）も高い割合を占めている。また、「不安を口に出せないことの葛藤」が43.4%と、

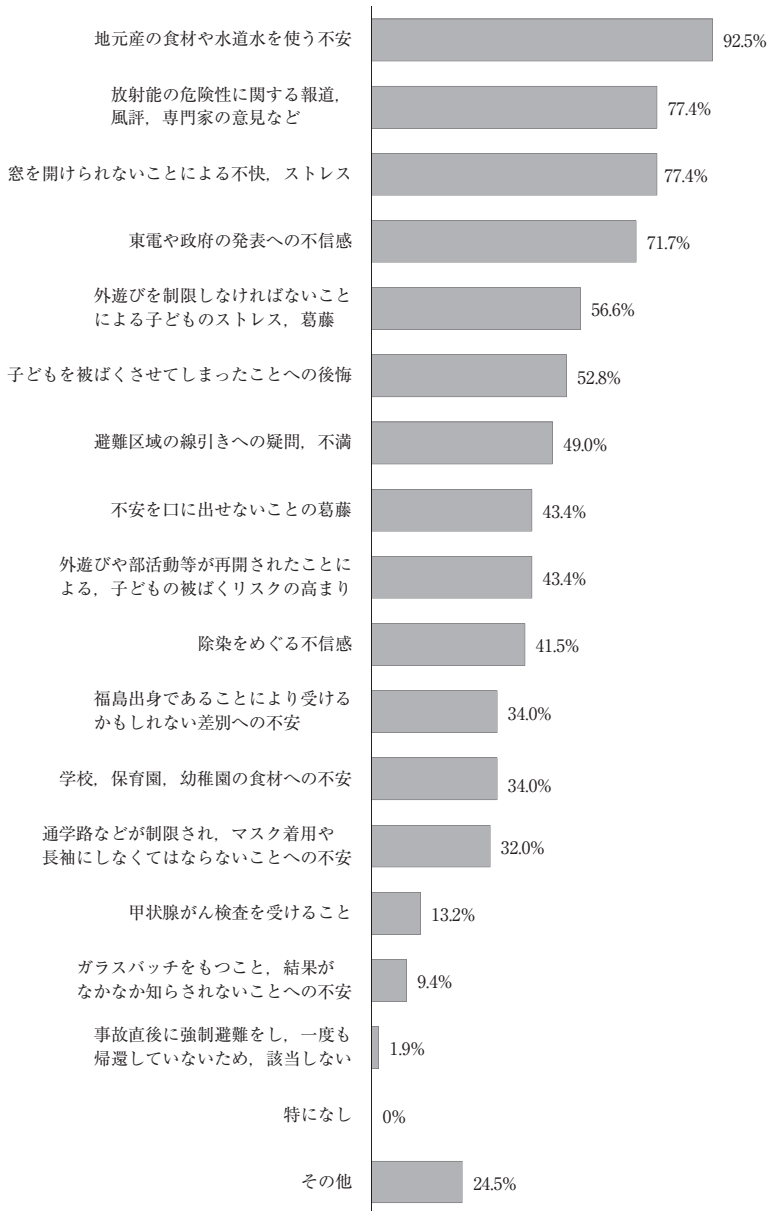


図16 避難開始以前に感じた不安（複数回答可，n = 53）

地域社会や職場における、被災者間での意見の相違からくる孤立・孤独を訴える原告が多い。

### ⑰避難前に自宅周辺を自分で測定したか（図17）

目に見えない放射線の恐怖や不安に脅かされた原告たちは、インターネット等で放射線に関するデータを集めただけでなく、自分たちで測定機器を購入したり知人から借りたりして、自宅周辺や子どもの通学路の放射線量を計測した。回答のあった55の原告のうち、61.8%にあたる34の原告がみずから計測したと答えており、放射能汚染に対する関心や不安の大きさと、その不安を確認すべく行動した実行力の高さを示している。計測した場所は、多い順に自宅（58.2%）、自宅周辺（47.3%）、自宅の雨どいなど（41.8%）、通学路（18.2%）、学校（16.4%）であり、子どもを保護する意識の高さをうかがうことができる。

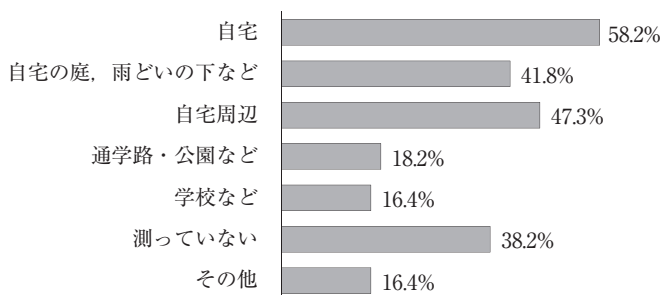


図17 避難前に自宅周辺を自分で測定したか（複数回答可，n=55）

### ⑱放射線量を知ってどう感じたか（図18）

自分で放射線量を測定した原告たちは、あまりの高さに驚かされた。とりわけ原告たちにとってショックであったのは、自分たちで測定した値が、「自治体の発表している数字より大幅に高いこと」（74.3%）、「予想していたよりはるかに高い」ことであった（68.6%）。そこから彼らは、「政府や自治体の発表は信用できない」と思うになり（65.7%）、とりわけ放射能汚染に脆弱だとさ

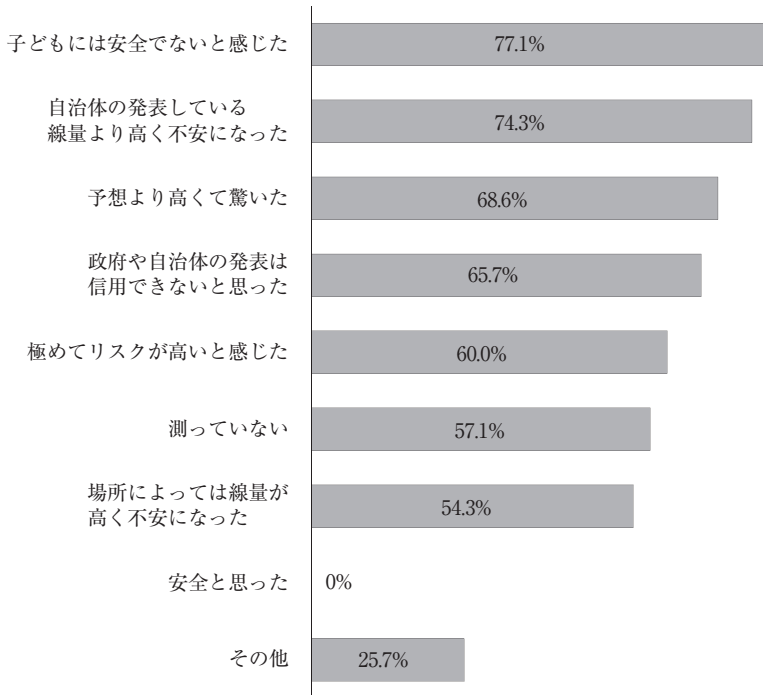


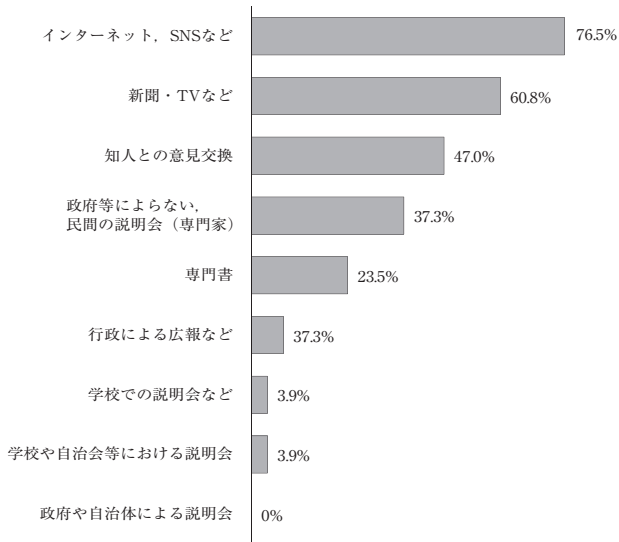
図18 放射線量を知ってどう感じたか（複数回答可，n=35）

れる「子どもには安全でないと感じ」で（77.1%）、子どもの安全と健康に一層の不安と配慮を抱くようになった。避難指示の出していない田村市内の一地区に住んでいた原告は、つぎのように語っている。「船引駅などの線量は、人が住んではいけないレベルでとても高かった。自宅も飯館村と変わらない線量だった」。別の原告はつぎのように語り、安全と思って一時避難していた実家さえ安全ではなかったことを知って驚いたのである。「事故前に住んでいた場所が阿武隈川の川沿いだったため、特に線量が高かった。実家もホットスポットだったため高い数値で、一時帰宅でも不安があった」。

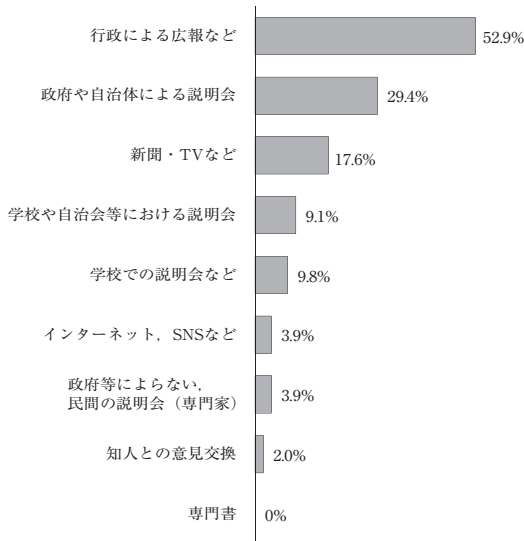
### ⑨放射線リスク情報の情報源と信頼度 (図19)

みずから放射線量を測定したり、政府や自治体などの経路以外の手段で放射線量とその危険度について調べたりした原告たちは、不安と疑惑にさいなまされるようになる。次ページ図19は、彼らがどのようにして放射線量とその危険度に関する情報を入手し、そのうちのどれに信頼をおいていたかを示すものである。回答のあった51の原告のうち、彼らがもっとも信頼したのは「インターネット、SNS」で得た情報であり(76.5%)、ついで「新聞やテレビ」で得たそれであった(60.8%)。「知人との意見交換」や(40.7%)、「政府等によらない、民間の説明会」(37.3%)もかなりの高率であり、彼らが独自に情報の収集に努めていたことを示している(図19上)。

一方、彼らが信用していなかったのは「行政機関による広報」であり(52.9%)、「政府や自治体による説明会」であった(29.4%)(図19下)。なかでも彼らに一番ショックであったのは、チェルノブイリ事故時には放射線被ばくの危険性を指摘していた長崎大学の山下教授の「変節」であった。ある原告は、「[当時、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーであった長崎大学教授]山下俊一氏の『安全である』との言葉をはじめは信じようとしたが、後に他の見解も知り、放射線量が高止まりをしているのを見て、国や福島県の発表を信じられなくなった」と記述している(〔 〕内は筆者追記)。また、つぎの原告の回答は、多くの原告が共通して述べた見解である。「避難の基準が楽観的すぎる。福島市等は事故当初から放射性物質が避難すべき値になっていたにもかかわらず、急に国際基準を無視し、年間20ミリシーベルトに上げて安全だとし、福島県民を福島に閉じこめ、内外に安全とアピールし、居住と被ばくを強いた。原発もどのような状態か分からないのに住んで安全なのか？行政のことを聞いていたら、子どもの安全は守れないと思った」。



入手し役立てた



入手したが役に立たない

図19 放射線リスク情報の情報源（複数回答可，n=51）

### 3) 本避難にいたった理由と経過

#### ⑳本避難にいたった理由 (図20)

みずから測定した放射線量の高さに驚愕し、政府や自治体の発表する「安全だ」との説明に信用をおくことができなくなった原告は、放射線量の低い地域への避難を決断するようになる。事故直後に福島原発から遠く離れた関西地区に避難した少数派の原告世帯(18.2%)だけでなく、福島県内や隣県の山形県や新潟県に避難していたり、そこからいったん元の居住地に戻っていた世帯も、放射線量の少ない地域への本避難を決意した。原告たちはどのような理由で、福島県等の元の居住地から決定的に離れることを決意したのだろうか。その問いに対する答えが次ページ図20である。

圧倒的多数の原告は、「避難指示がないが、いろいろと自分で調べた」(91.0%)結果、「政府の発表する生活圏内での数値が高い」(85.7%)ことに驚き、「政府や自治体の発表に対して不信をもち」(71.4%)、「将来の健康影響に不安を感じ」(91.0%)るようになった。にもかかわらず、2011年4月になると何事もなかったかのように学校が再開され、制限を伴いながらも平常通りの授業や課外活動が復活させられたことに対して、親としての不安が増大した(「長袖、マスクをすること、校庭での遊びが制限される等、子どもの成長に悪影響があると判断した」48.2%)。ある原告はつぎのように語っている。「子どもに将来健康被害が出ることに対する恐れもあったが、雨が降ってきただけでおびえる子どもの様子に健全な成長ができない恐れも感じた」。それに加えて、放射能汚染についての危機意識が異なる友人や他の地域住民とのあいだにも意識のずれを痛感させられた(「不安を口に出せない雰囲気、風評被害と非難を受けることに不安を感じた」28.6%)。そして多くの原告は夫や親から離れ、見知らぬ土地で暮らすことの不安に逡巡しながらも、遠隔地への避難を決意するにいたったのである。



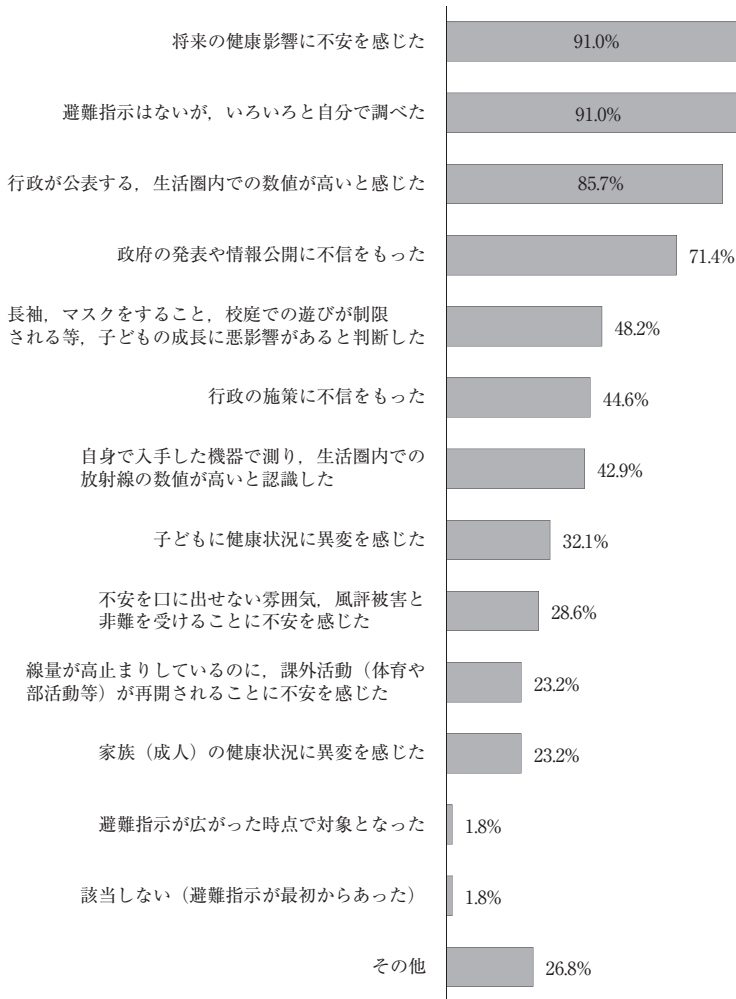


図20 本避難にいたった理由（複数回答可，n=56）

## ②避難前の体調の変化（図21）

原告たちの感じた不安は、単に精神的なもの、心理的現象にすぎなかったのだろうか。先の図20にあるように、少なからぬ原告は避難前から子どもや自分の身体に異変を感じていた。「子どもの健康状況に異変を感じた」原告が18世帯（32.1%）、「家族（成人）の健康状況に異変を感じた」原告が13世帯（23.2%）と、半数以上の世帯が構成員の身体的異変を知覚していた。それがどのような異変であったかを具体的に尋ねたのが図20である。そのなかでは鼻血が一番多く（41.2%）、下痢（23.5%）、風邪・熱（20.6%）、肌荒れ（20.6%）とつづいている。「2011年5月頃から、娘が急に高熱を出したり、朝起きるとシーツ一面が真っ赤になるほどの鼻血を出していたりと、体調の異変が生じ始めました」という原告もいる。

それ以外の症状を示していたケースも67.7%あり、それらは具体的に以下の症状である。「鉄のスプーンをなめているような味覚を感じた（私のみ）。子どもたちは3人ともマイコプラズマ、中耳炎、結膜炎などに頻繁にかかった。3.11以前は誰も頻繁にということにはなかった」。「妻と子どもが異常な倦怠感を感じた」。「全身のかゆみ。心配するごとに心臓がドキドキとなり息切れとなる」。その他、頭痛、じんましん、頻繁な扁桃炎などが多くの原告が記述している異変である。また、つぎのような記述もある。「一時帰還中にお葬式がとでも多く、若い人の死亡率が多かった。また事業所の職員などの体調不良者も多く、仕事が続けられないほど退職者もいた」。

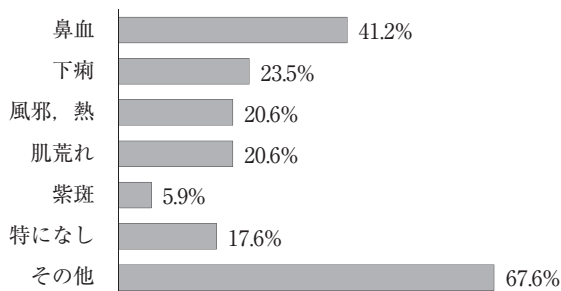


図21 避難前の体調の変化（複数回答可，n=34）

**②本避難に際して感じた葛藤や不安 (図22)**

原発事故後に放射能被爆の不安にさいなまれ、自分や子どもの身体に異変を感じていた原告たちは、遠く離れた土地への避難を決意するにいたる。しかし、それは多くの不安と心労をもたらす決意であった。本避難を決意する前後に、原告たちが何を心配し、いかなる不安を感じていたかを示すのが図22である。

これを見ると、「金銭的な負担増への不安」(92.7%)がもっとも多く、「離職・転職することへの苦痛」(65.5%)も高率であり、経済的な心配をしながらの避難であったことがわかる。その他には、「家族が離れ離れになることの苦痛」(49.1%)、「子どもを転校・転園させることの不安」(47.3%)など、家族関係や人間関係に関する不安が上位を占めている。

同様に高いのが、「住み慣れた家を離れる不安」(80.0%)、「ふるさとを離れるうしろめたさ」(69.1%)、「家族を残して避難することのうしろめたさ」(41.8%)などの、住み慣れた土地や家を離れることの寂しさ、うしろめたさである。「ふるさが汚されたことへの怒り、家族を残して避難することの寂しさやくやしがあります。別に暮らしてはいたが、近くに住んでいた実父・実母との分離は辛いものです」。「私が生まれ育ちはぐくまれた自然の環境はとても大事なものだと思ふし、それを失った事の絶望感が心からなくなる。色付きの星空、目の前をフクロウが飛ぶ自然、真冬に樹が凍みて割れる音、コンクリートの上を縫うように降る雪、そしてダイヤモンドダストも見た。雪の降った日の朝の静けさは、言葉に表せない静寂の中にある」など、家族や豊かな自然に囲まれたふるさとから離れざるを得なかった苦痛を記述した原告も多くいた。隣県や関東地区に避難するのではなく、線量がより低い安全な場所求めて遠く離れた関西への避難を決意したがゆえに、それだけふるさと喪失感は募ったのである。

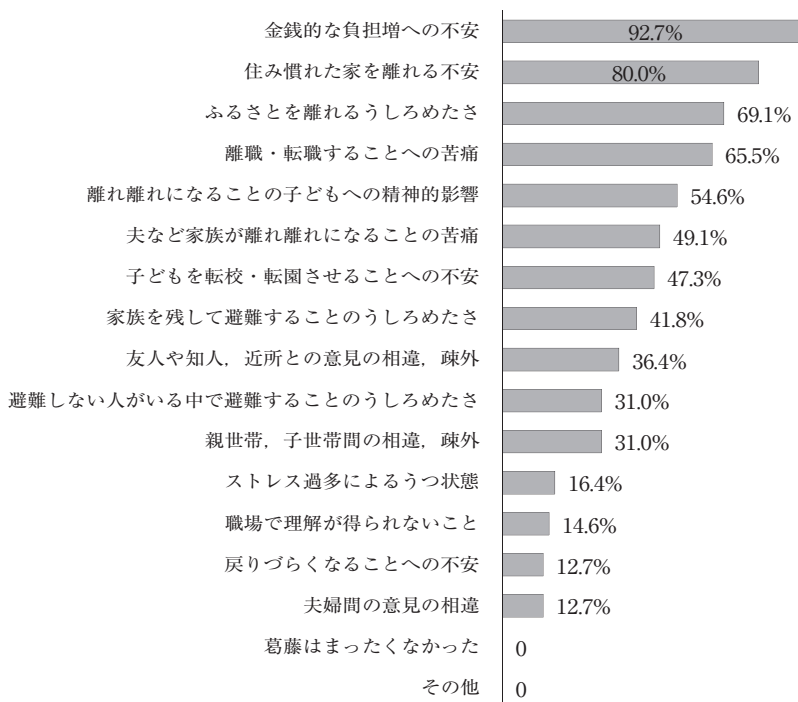


図22 本避難に際して感じた葛藤や不安 (n=55)

### ②③ 関西への本避難の時期 (図23)

原告たちは遠く離れた関西地区への本避難をするにあたって多くの不安と心労にさいなまされていたがゆえに、避難の最終決定をするには時間の経緯が必要であった。図23は、原告たちがいつ関西地区へ本避難したかを示している。これを見ると、事故から3週間である3月末までに避難した原告の数が9 (16.1%) と少数であるのに対し、より多いのが、学校が夏休みになる2011年7-8月の11 (19.6%) であり、その後の冬休みや春休み期間中に避難したケースの14 (25.0%) である。この2つで全体の約半数を占めていることから、原告の多くが子どもたちへの配慮を第一にしながら、逡巡と躊躇を経て本避難を決意したことがわかる。

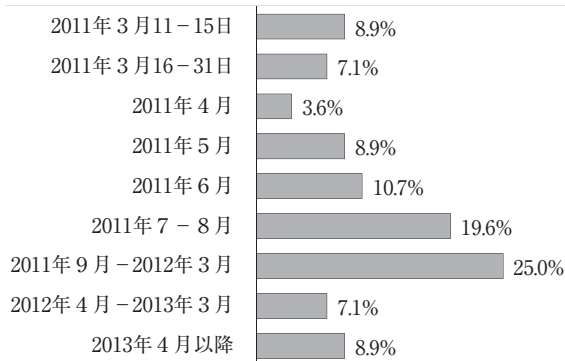


図23 関西への本避難の時期 (n=56)

#### ②4 関西に避難した理由 (図24)

放射能に汚染された居住地を離れようとした原告たちは、なぜ避難先として関西地区を選択したのか。その理由を記したのが図24である。92.9%と圧倒的多数が「放射線量が低い」ことを挙げており、放射能汚染の恐れのない西日本への避難を第一に考えていたことがわかる。これに対し、「実家や親せきがいる」(16.1%)、「友人・知人がいる」(7.1%)など、あらかじめ何らかのコンネクションがあり、それを頼って移住したケースは少数であった。

全体として多いのは、「報道等で避難受け入れがあることを知った」、「民間借り上げ住宅制度があった(特に自主避難者に開かれていた)」がともに62.5%であり、多くの原告が避難者の京都府による受け入れ制度を頼って避難を実行したことがわかる。彼らは支援の制度が存在することだけを頼りに、誰も知人のいない未知の土地への避難を決意し、まったくの手探りで、しかも多くの場合母子だけで避難生活を開始した。「報道ではなく、たまたまネットで検索したら見つけた見ず知らずの人の情報で、公営住宅を自主避難者にも貸していると知った」。この記述は他の原告の多くと共通しており、他に頼る当のなかった原告たちの心情を吐露している。そうした不安のなかで、京都の行政関係者が親切に対応してくれたことは救いであった。「避難者支援の担当部局に

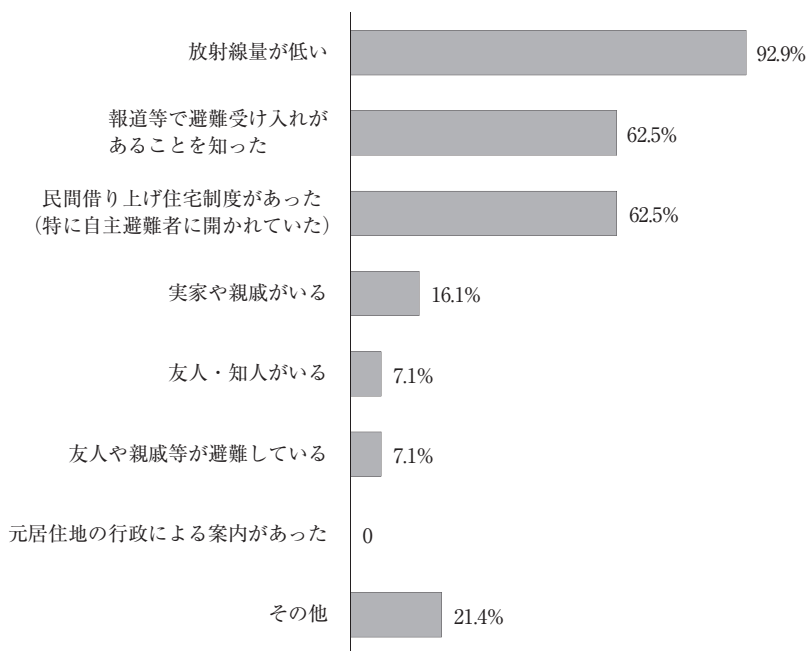


図24 関西に避難した理由（複数回答可，n=56）

電話相談したところ，大変分かりやすいし，丁寧に説明してくださった。また，シャトルバスへの同乗，無料宿泊可能なホテル，下見など実にありがたい対応をしていただいた。家族の命と健康を守ってくださる方がいて心底ほっとした」。

#### ②⑤関西での避難場所（図25）

原告の多くが，報道やインターネット等で京都府が原発事故の避難者を受け入れていること，とりわけいわゆる自主避難者に対しても開かれていることを知って避難してきただけに，彼らが最初に移り住んだのは京都府や京都市が提供した公営住宅や国家公務員住宅であった（76.8%）。これに対し，「親戚・知人の家」や「民間借り上げ仮設住宅」はそれぞれ7.1%と，その割合は限られ

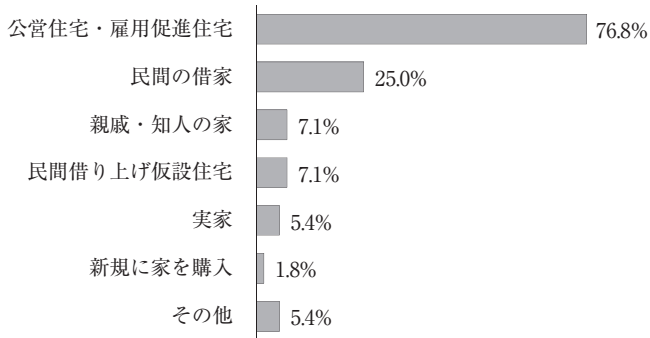


図25 関西での避難場所（複数回答可，n=56）

ている。

多くの避難者が最初に入居した国家公務員住宅は、取り壊されることがすでに決まって元居住者が引き払っていた築50年以上の老朽化した住宅であり、多くの避難者は住宅の質の低下に苦しんだ。「団地は母子避難が多く、地元の変質者がよく出没した。子どもが追いかけられたり、部屋に入ってきた人もいて、防犯上安心出来ない1階の部屋に住んでいたので、常に不安だった」。住宅の老朽化や生活の安全は自分たちの力だけではどうしようもないものであったため、新しい住居を求めて「民間の借家」へと移った避難者も少なからず存在した（25.0%）。

#### ㊸避難に関する家族や親戚間の合意の有無（図26）

避難に関して、家族や親戚のあいだで合意があったか否かをたずねたのが図26である。これを見ると、「家族中、皆で合意した」（66.1%）とする世帯が半数以上を占めており、家族内および近親者のあいだで合意ができていたことを示している。反面、「家族の中でも合意が難しかった」が14.3%、「家族では合意したが、近隣の親族や両親等の反対があった」と、「家族では合意したが、友人・職場など地域からの反対があった・話せなかった」がそれぞれ7.1%と、少なからぬ反対があったことが示されている。とりわけ、義理の親子のあいだ

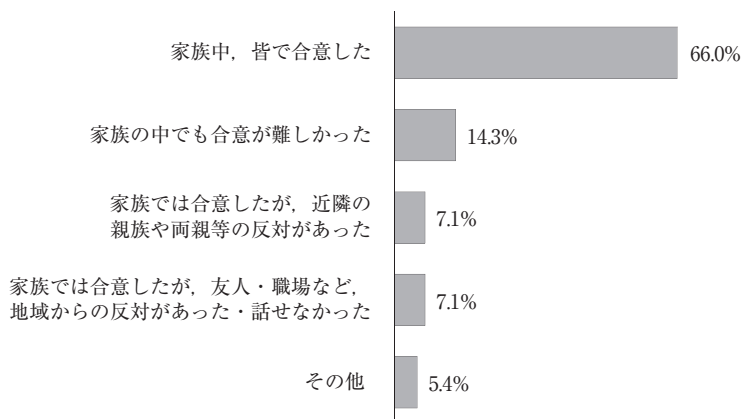


図26 避難に関する家族や親族間の合意の有無 (n=56)

では、合意の形成はおろか、そのための話し合いさえ不可能なケースもあった。また、様々な事情で避難したくてもできない人たちから、避難することがいわば「抜け駆け」のように捉えられる場合もあった。「実家の両親・夫の両親全員が賛成してくれたわけではない。避難する時、夫の実家にあいさつに行こうと思って電話した時、『来ないでほしい』と言われ、夫のみ行った。仕事を急に辞めて避難する事になったが、職場の約半数の人が露骨に怒った態度をとったり無視したりした。皆お子さんがいて不安な気持ちがあって、ひとり避難する人への対応と思うが、当時は傷ついた」。

## ⑦関西での避難生活で抱えた困難 (図27)

逡巡を越えて関西に避難した原告たちは、放射能汚染の心配をしなくてよい土地にきて不安を解消することができたのだろうか。否、彼らはただちに多くの困難に遭遇することになった。最大の困難は経済的なものであり、ほぼすべての原告が新しい土地で生活を始めることによる「金銭的支出の増大」(92.9%)に苦しみ、「引っ越しに伴う苦労や困難」(91.1%)に呻吟し、「生活の余裕がない」(84.0%)ことに悩まされた。また、半数以上の家庭が母子



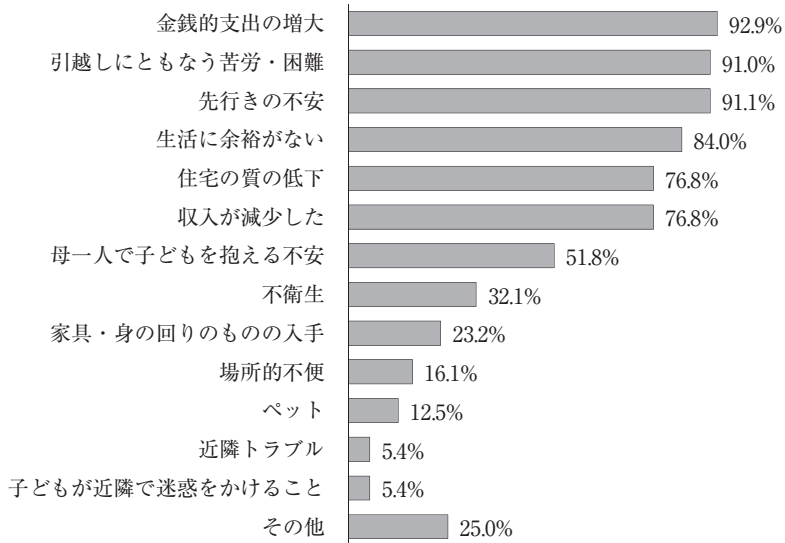


図27 関西での避難生活で抱えた困難（複数回答可，n=56）

だけで避難をしていたために、「母一人で子供を抱える不安」（51.8%）を抱きながら、「収入の減少」（76.8%）と、古い団地を提供されたがゆえの「住宅の質の低下」（76.8%）に苦しまされた。なかでも彼らがもっとも苦痛に思ったのが、いつまで避難生活をすればよいかかわからない、住宅補助がいつまで続くかわからないという「先行きの見通しがない」ことであった（91.1%）。「将来の見通しができない」、「福島の豊かな大地の喪失感から抜け出すために、どう生きたらいいのか分からない。事故後の生活をどう納得しながら積み重ねるべきか。どうしたら心からの笑顔をして生きられるか。ずっと考え方を整理している」といった苦悩が記されている。

しかもそれに追い打ちをかけるように、福島からの避難者に対する避難先の住民の心無い発言もあった。ある原告はつぎのように書いている。「避難先の職場で『いつまで避難しているんだ？』と言われた。京都に元々住んでいる人びとと例え収入が同じであったとしても、ほとんど全てのものを捨てて生きて

きた私達には財産と言えるものがなくなったので、とても苦しいです」。それに加えて、学校という閉鎖的な空間でことばの違う同級生と毎日顔を合わせなくてはならない子どもたちの中には、それ以上の困難にさらされた者も多くいた。彼らは福島出身者であることでいじめを受けた（「子どもが『福島から来たバイキン帰れ』等、高校でイジメにあった」など）。

#### 4) 母子避難の苦しさ

##### ㊸母子避難等の世帯分離の有無（図28）

この節では、原発事故の区域外避難者の最大の特徴のひとつとされるいわゆる母子避難について見ていく。その多くは、父親は生活費を稼ぐために元の居住地に残り、子どもを連れて母親だけが避難したケースであり、その世帯数は30と（53.6%）、京都訴訟原告のあいだで過半数を超えている。その他に、子どものうちひとりが父親のもとに残り、母親と他の兄弟が避難した世帯が1あり、これを加えると55.4%になる。一方、家族そろって避難をしたので「分離はない」とする世帯が39.3%あり、他には3世代居住の世帯のうち、未成年の子どもを抱える核家族だけが避難したケースがある。このケースを含めて親子分離（「世代間の分離」）のケースが17.9%あり、原発事故が多くの平和な家庭を破壊ないし分離させたことがここからも明らかである。

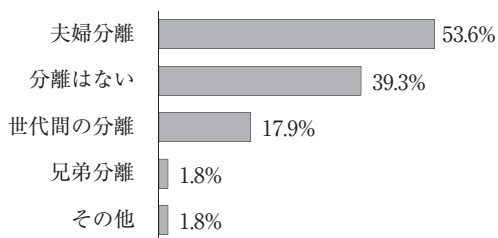


図28 母子避難等の世帯分離の有無（複数回答可、n=56）

⑳母子避難時に父親が会いにきた頻度 (図29)

母子避難中に、父親はどれくらいの頻度で関西まで会いにきたのだろうか。その回答が図29に示されている。該当する27世帯のうち、半数近く(40.7%)の世帯は月に一度の割合で父親が離れて暮らす母子に会いにきており、つぎに多いのは2ヶ月に一度の18.5%である。一方、毎週父親が会いにきている世帯が7.4%、月に2、3回の世帯が同じく7.4%ある反面、半年に一度しか会いにこない世帯も15.4%にのぼる。原告の多くは福島やその近県からの避難者であり、そこから関西までくるには時間とお金がかかるので、頻度が少なくなるのは自然な傾向であろう。一方、会いにくる頻度を増やすと父親はそれだけ疲弊することになる。「福島—京都はとても遠い。高速でも10時間かかる。夫は忙しく、京都に来るのは2～3か月に一度、一泊程度だ。車では2日休みでも来るのに1日、帰るのに1日かかり、家族で何も話し合う時間が十分に取れない。新幹線でも似たようなものだ。近県に避難したのとはそこに大きな違いがあると思う」。

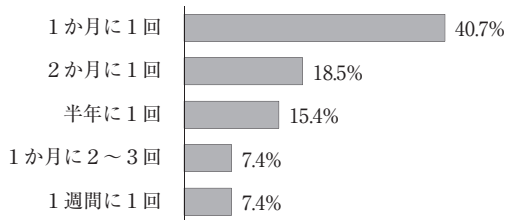


図29 母子避難時に父親が会いに来た頻度 (n=27)

㉑母子避難時に父親が抱えた困難 (図30)

母子避難により、父親はどのような苦労や困難を背負うことになったのだろうか。該当しないをのぞいた27人のうち、「妻や子どもと離れる苦痛」と「経済的な負担増」がともに92.6%であり、ほぼすべての父親がこれらの苦痛を味わったことがわかる。つぎのような記述がある。「福島から京都へと家族に会いに行く身体的・時間的・経済的負担。何よりも家族と一緒に暮らせないこと

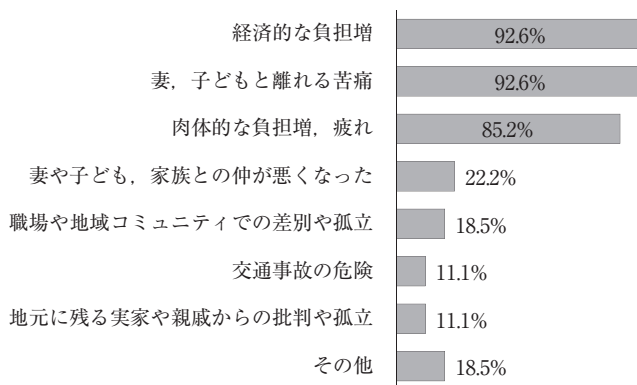


図30 母子避難時に父親が抱えた困難（複数回答可，n=27）

による精神的苦痛。毎日一緒にいられた家族と離れ離れにされた苦痛は計り知れない。幼い娘と共に過ごす時間、記憶を絶たれた苦しみ」。その上に、彼らは限られた休日を使って福島県等から関西まで新幹線や夜行バス、自家用車を利用して会いにきていたため、「肉体的な負担」（85.2%）も蓄積するばかりであった。その一方で、母子を避難させたことによる「職場や地域コミュニティでの差別」（18.5%）や、「地元に残る実家や親戚などからの批判」（11.1%）も相当数あり、福島等の元の居住地でも周囲から批判され、つらい思いをしていたことがわかる。

### ③世帯分離は解消されたか（図31）

事故後に家族で話し合い、3世帯に2世帯の割合で合意をみていた母子避難は、そのまま継続されたのだろうか。それともそれは解消されたのだろうか。図31はその問いに対する答えを示している。

当初母子避難を行った34世帯のうち、52.9%の世帯が陳述書作成の時点で世帯分離を解消しておらず、母子のみで関西での生活を継続していることがわかる。その一方で、35.3%の世帯は、先に母子のみを避難させたあとで父親が避難先に合流すること（追加避難）で世帯分離を解消しており、父親の転動に

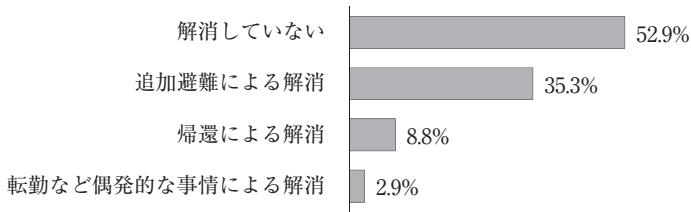


図31 世帯分離は解消されたか (n=34)

よって母子分離が解消されたとする世帯も1件ある。これに対し、元の居住地へ帰還したことによって分離を解消したケースも、3世帯(8.8%)と少数ながら存在する。

### ③避難による夫婦関係の変化 (図32)

母子避難を含む新たな土地での避難生活をおくったことにより、夫婦関係は悪化したのだろうか。子どもを放射能汚染から守るために遠方への避難を主張した母親に対し、そうした危機意識を共有することなく、夫やその両親が母子の避難に反対であったケースが図26で見たように12例ある。そのうちの半数にあたる6世帯(13.3%)は、離婚にいたっている。その他では、「悪化していない」とする回答が68.9%ある反面、「口論が多発する」ようになったとする回答も17.8%あり、避難生活の困難が家族生活に少なからぬ影響をおよぼしていたことがわかる。つぎのような記述がある。「福島父や避難元の住民から、『いつ帰ってくるのか?』と聞かれ辛かった。友人や親せきの数人に話したところ、反応が良くなかったので残りの多数の友人・親戚には話せなかった。夫に理解がなく、『帰ってこなければ離婚だ』と言われた。夫が避難してくるのに2年かかった。避難してからも放射能防御になかなか家族の理解が得られず、不仲の元となった。今ではだいぶ理解してくれているが、100%ではないので、お互いにストレスを抱えている」。

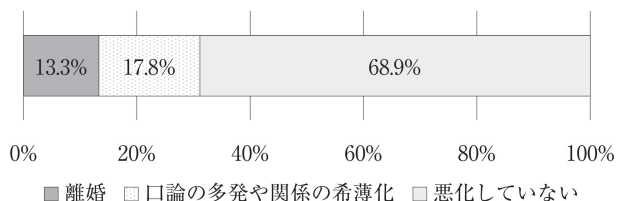


図32 避難による夫婦関係の変化 (n=45)

## 5) 避難による子どもへの影響

### ③避難による子どもへの影響 (図33)

原発事故からの避難によって大きな影響を受けたのは、成人と同様に、あるいはそれ以上に、未知の土地に移り新しい環境で学校生活をおくることを強いられた子どもたちであった。図33は、避難によって子どもたちにいかなる影響がもたらされたかをたずねた結果である。記述のあった41のケースのうち、「子どもたちの体調や様子に変化があった」とするものが24あり、半数以上の58.5%を占めている。避難した後に、「周囲に馴染めないなど人間関係に問題が生じた」ケースも39.0%あり、とりわけ深刻なのは「不登校や引きこもり」になった17.3%のケースである。これに対し、「とくに悪影響はない」と答えたケースはわずか4例(9.8%)にとどまり、ほとんどの子どもの上に深刻な影響がもたらされたことを示している。学校で子どもが福島出身者だとしていじめられたとする記述は多くあり、なかには「いじめにあい、退学を強いられた」ケースや、「まつげを抜く、こだわりが強くなる、舌をぺろぺろと出すなど」のそれまで見られなかった行動が出てきた子どももいた。さらに深刻なのはつぎのケースである。「転校先になじめず勉学の意欲を失った。親との関係も非常に悪くなった。家庭内暴力のようなものもあった。人生に希望を見出せなくなり、精神状態が非常に不安定になった。母親とのいざこざもよくあり、下手をすればどちらか(あるいは両方)がけがをするような時もあった」。原発事故とそれにとまなう避難生活は、親子ともに深い傷を負わせた。

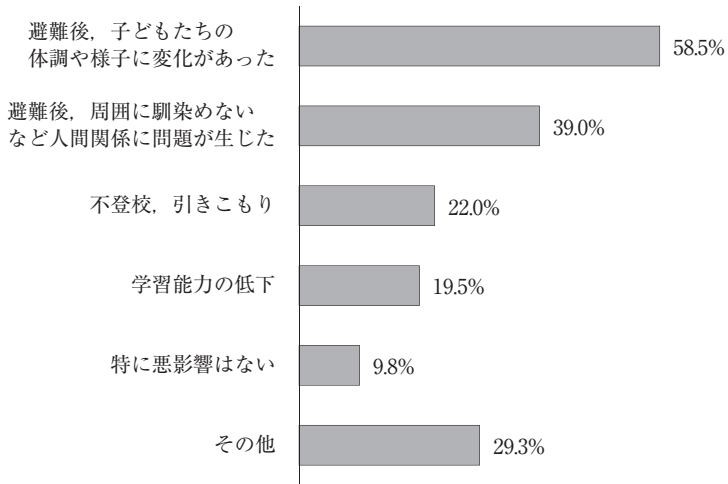


図33 避難による子どもへの影響（複数回答可，n=41）

### ③子どもは転校したか（図34）

図34は原告世帯の子どもの転校の有無を示したものである。陳述書には全部で74人の未成年児童の記述があるが、転校の有無については57人の子どもがあげられており、そのうち4人が学齢前の子どもであるので対象数は53となり、全体の73.0%の児童が転校したと考えられる。その内訳は、幼稚園児15（28.3%）、小学生24（45.2%）、中学生10（18.9%）、高校生4（7.5%）であり、小学生

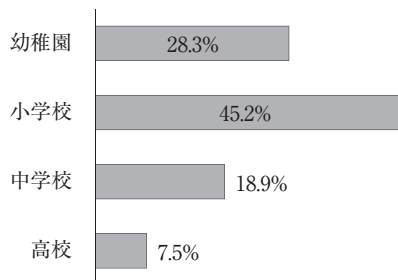


図34 子どもは転校したか（n=53）

以下の年少の子どもの割合が多いことが特徴的といえる。幼い子どもの放射能汚染を避けたいとする親の意識を反映したものであろう。と同時に、高校生の子どもは避難を嫌がり、家族全員での避難を断念したケースも多くあったと推測される。

### ③⑤ 転校による子どもへの影響 (図35)

転校の事実は子どもにいかなる影響を与えたのか。その答えが次ページの図35である。「該当しない」と答えた24ケースを差し引いた30例のうち、「友人を喪失した」(83.3%)、「精神的に不安定になった」(56.7%)、「転校先で友達に馴染めなかった」(46.7%)が高い割合を占めており、楽しみの多いはずの学校生活が辛いものになったことを示唆している。転校先でのいじめ、福島に残る友達への思い、自分だけが避難してきたことへの罪悪感など、多大な困難や苦難を抱えながら生きてきた子どもについての親の記述には、胸がふさがる思いがする。「地元に残してきた友人への罪悪感をいつも抱えていた。残してきた家族、故郷へ帰りたいという悲しみを抱えていた」。「いじめにあった。心配をかけまいと、いじめの内容については詳しく話してはくれなかったが、時間が経ってから話すようになった。その時は『死にたい』と思った事もあったと言われた時には、そこまでの状況だったとは気づかず本当にかわいそうな事をしてしまったと後悔した」。

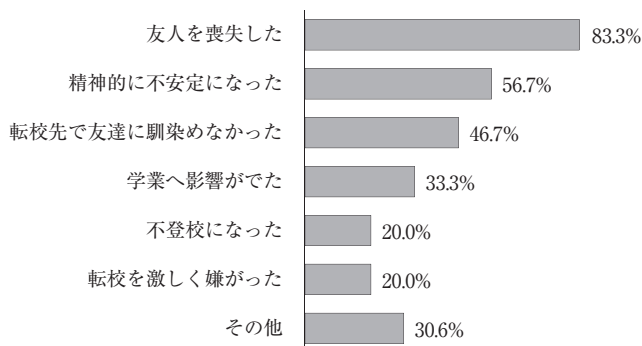


図35 転校による子どもへの影響 (複数回答可, n = 30)



### ③⑥子どもの健康状態の変化 (図36)

陳述書に記載された未成年の児童数は74であり、そのうち何らかの症状を示している子どもの数は59あり、79.7%の子どもが、原発事故の直後から陳述書の作成までのあいだに何らかの身体的異変を発症していたことがわかる。

症例別に見ていくと、記述されているのべ症例数は68であり、そのうち「放射能の影響が考えられる症状の発症」が過半数の64.9%を占めている。その具体的内容を見ていくと以下のものである。「第1子は事故直後からしばしば鼻血を出した。第1子、第2子ともに甲状腺に嚢胞が見つかった」。 「子ども3人にA2ののう胞あり、経過観察中」。さらに、「第1子に喘息が出て治療を続けたほか、甲状腺ののう胞が複数見つかった」。第2子は橋本病と診断され経過観察」という記述や、「第1子は、のどの腫れ、咳がしばらく続き、夜も眠れない状態が続いた。屋外活動も控え、体重が大きく減少した。また、甲状腺の腺腫様結節が2つ見つかった」という記述があり、事態の深刻さと症状発症割合の高さをうかがわせている。

その他のケースとしては、「精神症状の発症」が9例あり、その症状として以下のように記されている。「第1子は精神的に不安定になり夢遊病。第2子はてんかんで現在も通院中で、後頭葉てんかんの診断。第3子は貧血で通院し現在は完治」。「第1子はうつ病、外に出られない。第2子は心理的不安定で、甲状腺のう胞」。「第1子は甲状腺に2ヶ所のう胞があり、結節が見つかる。また、第1子が中2で頭痛・右手のしびれで同じ病院に行き検査。MRIでは異

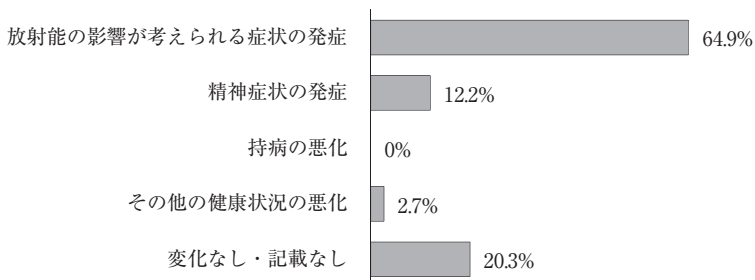


図36 子どもの健康状態の変化 (n=74)

常はなかったが、頭痛がおさまらず高2まで通院（現在は落ち着いた）。震災、環境の変化によるストレス、多感な時期でもあったためと言われた」。このように、甲状腺の異常、精神症状の発症などが複合的に生じているケースが多くみられる。

## 6) 避難生活の実態と困難

### ㊸避難生活を続けることの苦痛や困難（図37）

先の節では避難生活が子どもたちに与えた深刻な影響を示してきたが、もちろん子どもだけがその影響にさらされたわけではない。本節では、避難生活が大人たちにいかなる影響をもたらしたかを、くわしく見ていく。学校という限られた世界に生きる子どもたちと異なり、大人にはさまざまな次元の異なる生活世界があり、彼らが避難生活のなかで直面する困難も多様である。それゆえここでは、まず一般的なかたちで避難をつづけることの苦痛や困難について尋ねることにする。

避難生活が課している困難として、もっとも多くの原告があげているのが「経済的負担」である。これを挙げていないのはわずか2世帯であり、それ以外の96.4%の世帯が経済的負担の増大を訴えている。ついで、「暮らし向き（生活の質の低下）についての苦労」（81.8%）、「日常生活の費用増大」（76.3%）が続き、経済的困窮を訴える原告の割合がきわめて高いことがわかる。そのつぎが「先行きが見通せない不安」であり、これも67.2%と、3人に2人の原告が挙げている。「家族の心が病んでしまったことへの壮絶な悲しみと苦しみと疲れ。長きにわたって安心のない生活を続けていることへの不安と虚無感。命がけの日々。」「将来の見通しができない」、「精神的にも宙ぶらりんな状態が今も続いている。いつか再び被災するかもしれないという気持ちが消えない」といった気持ちが述べられている。

その他の困難としては、「家族分離にともなう孤立感」（54.6%）、「子育てにおける苦労」（50.9%）と、母子避難による精神的苦痛を訴える記述が半数以上の原告が訴えている。さらに、「ふるさとを失ったことへの悲しみ・葛藤」

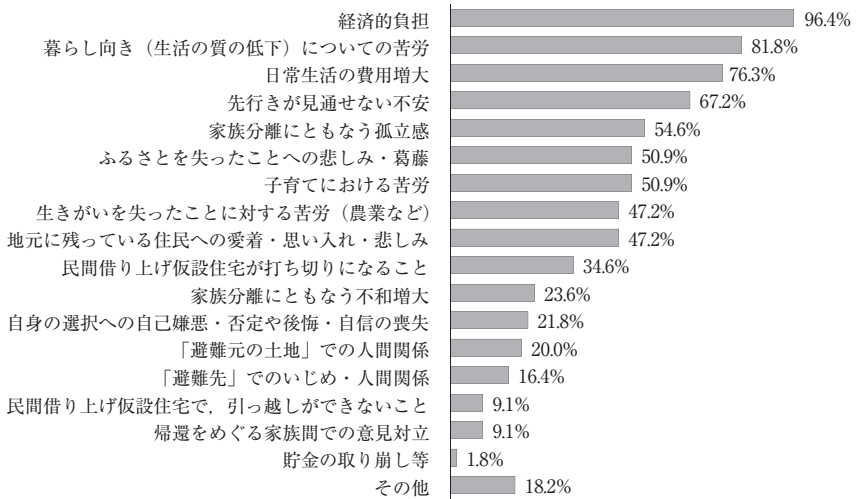


図37 避難生活を続けることの苦痛や困難 (複数回答可, n=55)

(50.9%), 「生きがいを失ったことに対する苦勞」(47.2%), 「地元に残っている住民への愛着・思い入れ・悲しみ」(47.2%), 「自身の選択への自己嫌悪・否定や後悔・自信の喪失」(21.8%) といった、ふるさとを喪失した悲しみ、故郷の人びとへの思い、それらと関連して生じた生きがいと自信の喪失など、精神的苦悶を訴える原告の割合もかなりの数にのぼっている。避難生活の継続がもたらした苦しみとしては経済的要因が一番にくるとしても、家族のきずなの弱体化や故郷への尽きぬ思いといった精神的な苦悶もそれに劣らず原告の心をむしばんでいるのである。「残してきた親の介護、京都で幸せそうな家族連れを目にすると苦しかった。私や子どもはどうしてここにいるのかと思った」という苦さと悲しみは、多くの原告の心のうちに潜んでいるものである。

### ③⑧原告世帯の経済状況の変化 (図38)

原告たちの抱える困難について、よりくわしく見ていく。まず経済状況であるが、避難生活は原告世帯の経済状況にどのような影響を与えたのだろうか。

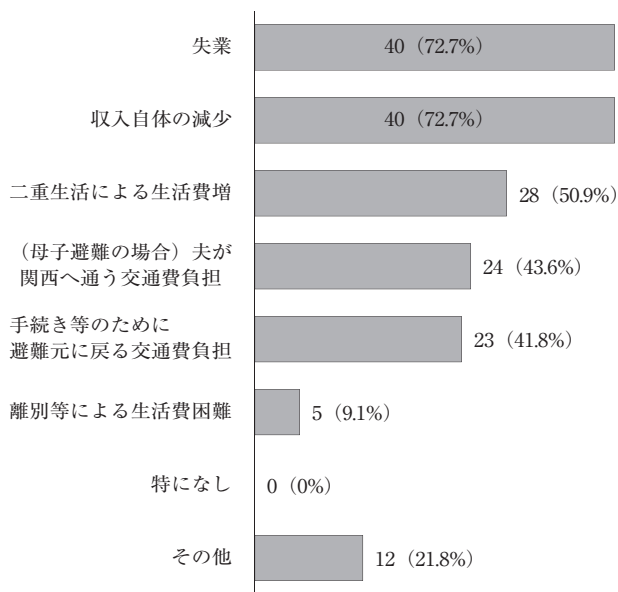


図38 原告世帯の経済状況の変化 (n=55)

最初に押さえておくべきことは「特になし」との記述がゼロであることであり、すべての原告世帯が避難生活によってなんらかの経済的困難を課せられているのである。その内容をくわしく見ていくなら、4分の3の世帯が構成員のうちの少なくともひとりの「失業」(72.7%)を経験し、「収入自体の減少」(72.7%)にあえいでいたことがわかる。また、ほぼすべての母子家庭が「二重生活による生活費増」(50.9%)や、「夫が(母子の住む)関西へ通う交通費負担」(43.6%)に苦しんでいた。つぎのような苦難である。「先行きの不安から、出費を抑えた生活をした。その結果、がまん、がまん、がまん、がまん、がまん。買いたいものは買わない、使いたいものは使わない、安物でとりあえず済ます。とくに息子と妻は、それで心が寂しくなりました」。その他の経済的影響としては、「手続き等のために避難元に戻る交通費負担」(41.8%)もかなりの負担になっていることがわかる。これらの出費については東京電力や国による支援が必要なはずだが、それが不在なのが現状である。

③原告男性の事故後の職業上の変化 (図39)

つぎに、避難が原告の職業生活に与えた影響を見ていく。まず男性であるが、すでに定年を迎えていた男性が2人(4.4%)いるほか、「退職していない」ケースが16件(34.8%)あり、これは男性だけがもとの居住地に残って仕事を継続していたケースか、男性が母子の避難先にうまく転職できたケースである。他方、「失業期間の発生」を経験した男性が25件(54.4%)あり、これはこれら2つの条件を差し引いた28のケースのうちの89.3%を占めている。避難した大半の男性が失業を経験し、その後再就職したのである。もっとも再就職後も苦勞しており、「仕事のやりがいの喪失」(52.3%)や、「収入の減少」(50.0%)、「キャリアの喪失」(50.0%)に苦しめられることとなった。「すぐに仕事が見つからず、仕事があっても通えるかどうかまったく見当がつかなかった、地理が分からなかった。相談したくても頼れる人がいなかった」という記述に見られるように、仕事内容や人間関係、土地勘のなさなどから多くの困難が発生していたのである。そのなかには、「2014年10月、過勞により解離性脳卒中を發病し半年間の入院」したケースや、神経症が悪化してうつ病と診斷されて長期入院や通院を余儀なくされたケースも2例ある。

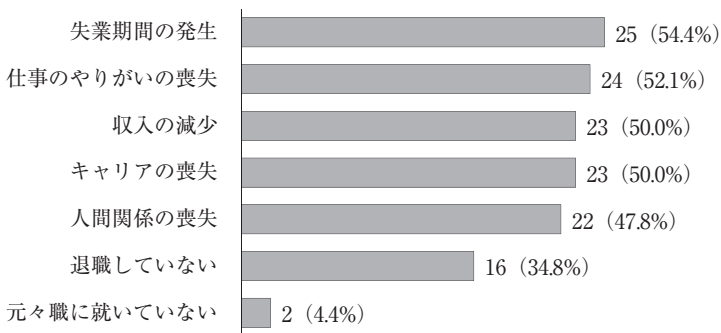


図39 原告男性の事故後の職業上の変化 (複数回答可, n=46)

#### ④原告女性の事故後の職業上の変化（図40）

図40は成人女性に対するおなじ問いへの答えである。「元々職業に就いていない」21人（39.6%）をのぞく全員が「失業期間の発生」（60.4%）を経験し、うちひとりをのぞく全員が「収入の減少」に苦しんでいる（58.5%）。また、彼女たちのほとんどが、「人間関係の喪失」（39.6%）や、「キャリアの喪失」（39.6%）、「仕事のやりがいの喪失」（37.7%）を味わわされており、男性と同様、女性も職業上の困難に直面させられたことを示している。「長女は、仕事のやりがいの喪失、キャリアの喪失、人間関係の喪失、失業期間の発生。新しい職場になじめずうつ病になった」。

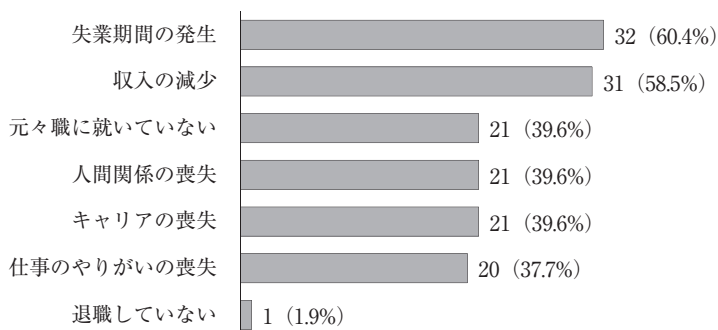


図40 原告女性の事故後の職業上の変化（複数回答可，n=53）

#### ④避難による人間関係の変化（図41）

避難生活は家庭外の人間関係にいかなる影響を与えたのだろうか。それを示すのが図39であり、それぞれ左から右に「実の親子」，「義理の親子」，「旧知の友人」，職業上の「上司」との関係を示したものである。もっとも維持が困難であったのは友人との関係であり，「悪化はなかった」が23.3%であるのに対し，「一時的な関係悪化」が32.6%，「事実上の関係断絶」が27.9%と，避難するかしないかをめぐって意見が大きく割れた，しばしばおなじ年少の子どもをもつ親として妬みや葛藤を招いていたことを示している。一方，職場の上司と

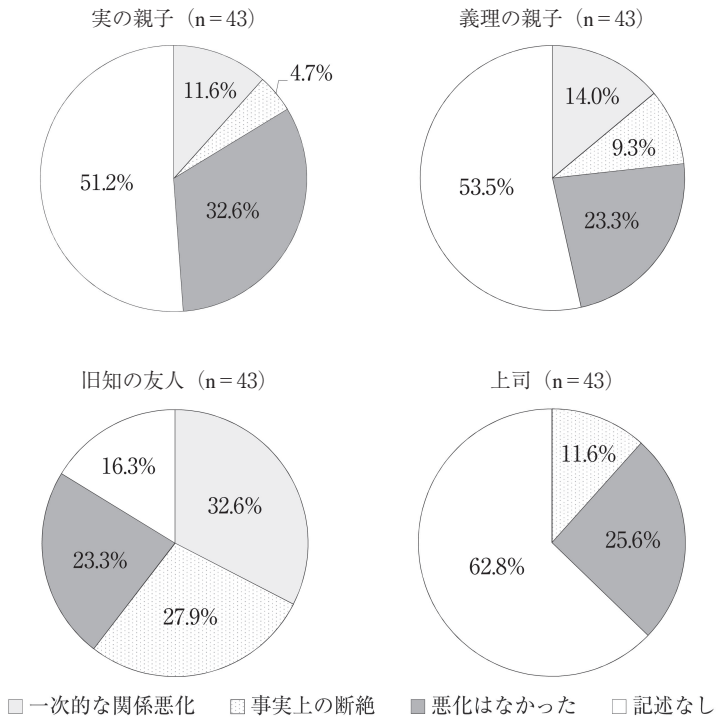


図41 避難による人間関係の変化

の関係はもっとはっきりしており、「悪化はなかった」が25.6%ある反面、「事実上の関係断絶」も11.6%であった（多くは「記載なし」）。

より微妙なのは実の親子・兄弟の関係であり、義理の親子の関係であった。実の親子・兄弟のあいだでは、「悪化がなかった」が32.6%と多く、「一時的な関係悪化」（11.6%）が生じたとしても、「事実上の断絶」にいたったケースは少数であった。このように相互理解があっただけに、親との分離は身を切られる思いであったに違いない。「年老いた親の面倒をみることができず、双方の心身と経済の負担が増える一方。近くにいればお金をかけずとも心をかけることができる。親孝行ができる。父に万が一があったとき行けない。心もお金もかけられない。住むのが困難なほど朽ちた実家に住む父にかける言葉もお金も

なく、辛すぎます」。一方、義理の親子の関係はより複雑であり、避難をめぐる見解の相違は決定的な対立につながりがちであった。「悪化がなかった」が23.3%である反面、「一時的な関係悪化」14.0%、「事実上の関係断絶」9.3%、合わせて21.3%と、かなりの割合で関係の悪化が記述されている。

#### ④2 避難先での人間関係 (図42)

原告たちは避難先でどのような人間関係を築いたのだろうか。「親切な人びとに助けをもらうことがあった」(77.6%)が一番多く、周囲の人びとに助けられたことに感謝を示す原告が多いことが特徴的である。また、「避難者同士で支えあうことができた」と、避難者間の横のつながりを強調している原告も多い。そうした支援やつながりがあったからこそ、彼らは見知らぬ土地で、しかもしばしば母子のみで生き抜いてこられたのである。にもかかわらず、半数の原告は「孤独感を強めた、孤立した」(51.0%)のであったし、「避難者であるという理由で誹謗中傷を受けた」(22.5%)ことも少なからずあった。

そこから約半数の原告は、不安を抱きながらも避難の事実を公にし、周囲に支えながら裁判に積極的になった。「支援者の方々のサポートはもちろん、存在そのものが精神的な救いとなった。弁護士の先生方との出会いも避難生活を続けている中、大きな支えとなった。京都府での人とのつながりがあったから、今の自分がいると思っています」。反面、残りの半数の原告は、避難の事実をできるだけ口にしないようにしながら生きてきた。「親切な人もいたが無関心な人も多かった。福島の現状を周囲に伝えたり訴えたりすることは大きな負担になるので、あえて触れず、自分でも考える事をせず、生活に慣れるようにだけ専念した」。「もともと単身者で、避難先でも単身者への支援が非常に限られていた。母子避難だけが避難者ではないのに、疎外感があり、単身であることが非常に惨めに感じられた。支援の集まりにも孤独で行かなくなった。支援者が反原発の方が多く、活動の材料にされていると思うことも度々あった。『福島のおかげで活動出来る』という大学教授もいた。反論したら、『事故前は畑で鎌を持っていたのに、事故が起きたから大学のえらい人とも話ができるよう



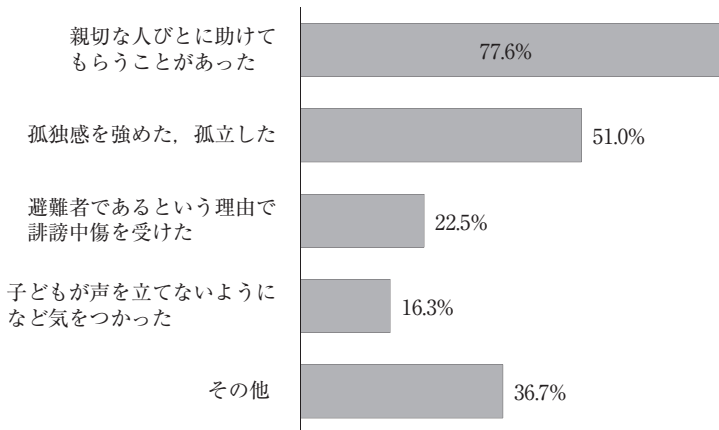


図42 避難先での人間関係（複数回答可，n=49）

になった』とまで言われた。もちろんそんな人ばかりでなく、優しく賢い方もいらして、その方々のおかげで生きてこられた。何度も死のうと思いました。』

#### ④3 避難生活による健康状態の変化（図43）

避難生活は男女のそれぞれにどのような健康状態の変化をもたらしたのだろうか。まず男性（図43上）について見ていくと、「精神症状の発症」がもっとも多く、22.9%にのぼっている。「慣れない土地・仕事で適応障害の診断を受けた」、「夫は原発事故、慣れない土地、仕事によるストレスでうつ病を発症。自宅で療養中」などの症状である。また、「放射能の影響が考えられる症状の発症」も14.6%と、かなりの割合を示している。一方、女性（図43下）の場合には「放射能の影響が考えられる症状の発症」がもっとも多く、30.1%もの割合に達している。その他では、「精神症状の発症」が21.8.%と、これも高い割合を示している。「めまい、難聴があり、メニエール病の診断を受けた」、「精神的ストレスでイライラする。独り言が多い。金銭面・仕事の収入が少ないなど、生活できるか不安。のどの痛みやめまいを感じるようになった。知らないうちに大声をあげている。自殺したいと感じる。めまいは心因性ではないかと

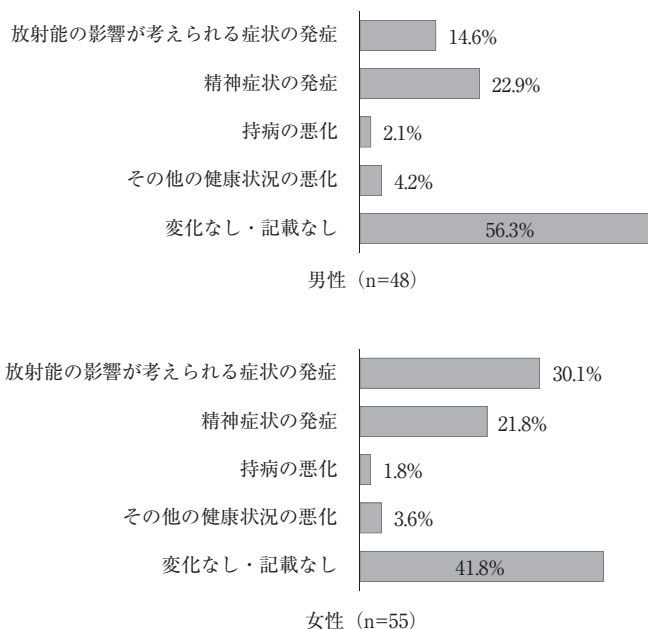


図43 避難生活による健康状態の変化

思い通院し、心療内科でストレス関連障害と診断された」などの症状である。また、つぎのような苦痛に満ちた証言もある。「家族の心が病んでしまったことへの壮絶な悲しみと苦しみと疲れ。長きにわたって安心のない生活を続けていることへの不安と虚無感。命がけの日々」。

#### ④男性の精神的苦痛や困難 (図44)

避難生活によって男性はいかなる精神的・身体的・社会的苦痛を背負ったのだろうか。もっとも多い記述は「移動に伴う苦痛・危険」であり(60.4%)、避難のための移動や、避難した母子に会うための移動の労苦の大きさをあらわしている。ついで、「やりがいがある仕事の喪失(変化)に伴う苦痛」(52.1%)、「退職、転職を強いられた」(52.0%)、「給与の減額」(47.9%)とつづき、職業上の変化や喪失が大きな苦痛を与えていたことを示している。さらに、「ス

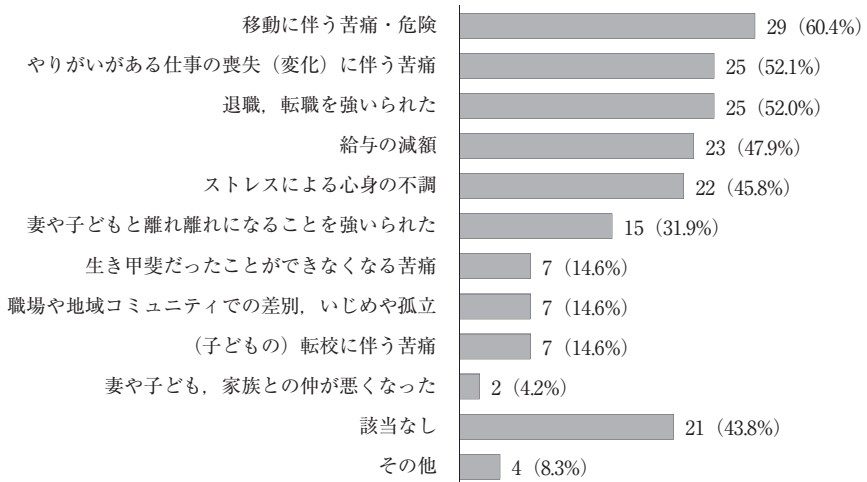


図44 男性の精神的苦痛や困難（複数回答可，n=48）

トレスによる心身の不調」(45.8%)や「職場や地域コミュニティでの差別, いじめや孤立」(14.6%)など, 精神的な苦痛についてもかなりの割合で記している。福島に残った男性が「職場で職員に対して放射能被ばくや日常生活での注意事項を話そうとすると, 怒りだしたり介助を放棄して出て行ってしまったりする人がいた」といったケースもある。

#### ④⑤女性の精神的苦痛や困難（図45）

一方, 避難した女性は何に苦しんだのか。もっとも高い割合を示しているのは男性とおなじ「移動に伴う苦痛・危険」(89.0%)であるが, つぎに「ストレスによる心身の不調」(61.8%)がくるなど, 精神的な苦痛が大きかったことを示している。また, 「退職, 転職を強いられた」(60.0%)などの経済的苦痛に並んで, 「夫や子どもと離れ離れになることを強いられた」(52.7%)や「(子どもの) 転校に伴う苦痛」(49.1%)がくるなど, 家庭を守ることを役目として引き受けた彼女たちの意識を示している。具体的には, 「子どもの学校・病院などの関係機関を全て再構築する苦労は本当に大きなものだったと

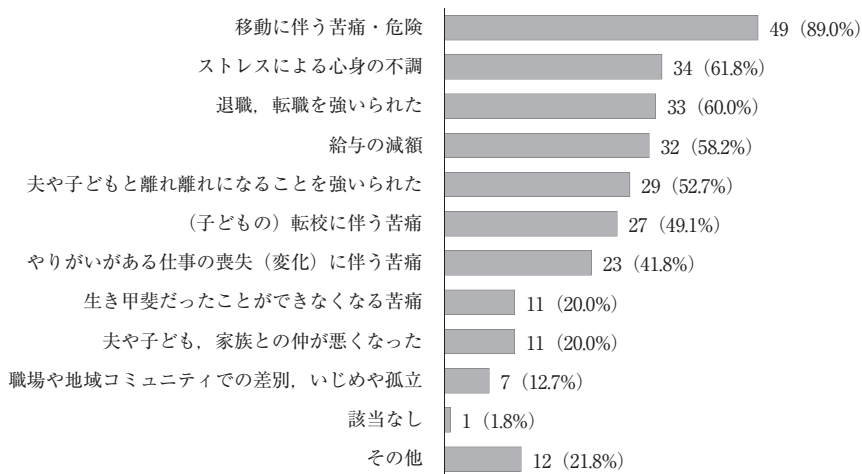


図45 女性の精神的苦痛や困難 (n=55)

思っています」や、「線量の高い地域に両親や弟妹・親戚を残して自分達だけ避難した事。常に心配でありうしろめたさを感じた」など、彼女たちのやさしさと、そうであるがゆえの精神的苦痛の大きさを示す記述がある。

## 7) 福島への帰還

### ④6元居住地へ帰還したか (図46)

原告たちは陳述書の作成がなされた2014年秋までに、関西での避難生活を切り上げて元の居住地へ戻ったのだろうか。陳述書作成の時点では「帰還した」

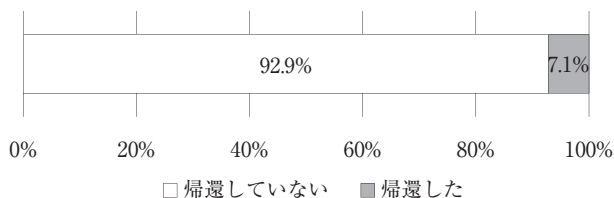


図46 元の居住地へ帰還したか (n=56)

と記す原告がわずか4世帯（7.1%）であり、残りの52世帯、率にして92.9%が帰還していなかったことがわかる。

#### ④⑦帰還した理由（図47）

帰還した人びとが、その理由を記したのが図47である。全員がその理由として「経済的負担」（100%）をあげており、二重家計による出費の増大にこれ以上耐えられなくなったことを示している。その他の要因としては、「家族が離れて暮らすことにこれ以上耐えられなかった」（50.0%）と、「肉体的負担」（50.0%）が高い割合を示している。もちろん「線量が下がった、健康不安がなくなった」と考えて避難をやめて帰還した原告も、全体の半数の2世帯（50.0%）存在する。

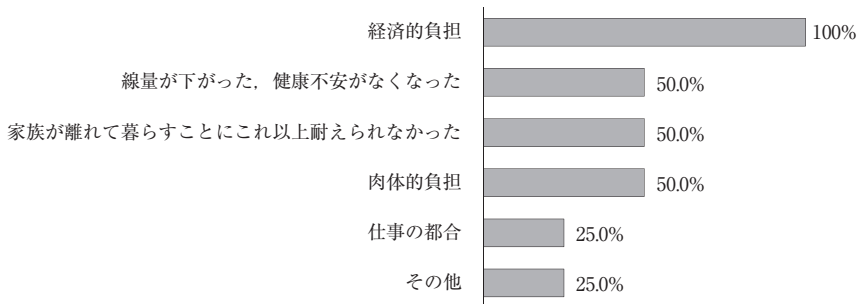


図47 帰還した理由（複数回答可，n=4）

#### ④⑧帰還しない理由（図48）

それでは、他の原告はなぜ帰還しないのだろうか。98.0%と圧倒的に多くの世帯が「放射線量、健康不安」をあげており、原発事故がもたらした放射能汚染が一向に解決されていないことへの不平や不満をあげている。国や福島県は除染によって放射線量が減少したと主張しているが、「除染は済んでいないし、土壌汚染は相変わらず低減していない。東電も国も事故を清算していない」などの指摘をする記述がみられる。また、「行政の優先が経済で、命を守ろうと

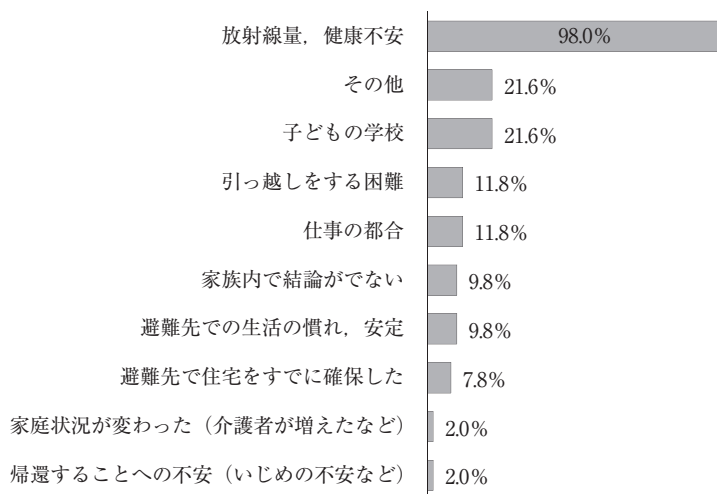


図48 帰還しない理由 (複数回答可, n=51)

いう姿勢がないため帰還しない」といった見解は複数の原告に共有されているほか、母子避難の過程で「離婚したため自宅がなくなった」とする記述もある。それ以外の理由は個々多様であり、「子どもの学校」が21.6%と、子どもがようやく馴染んだ学校を離れることを危惧する意見が多いほかは、「引っ越しをする困難」と「仕事の都合」が11.8%でつづいている。

#### ④9 帰還するための線量の低下 (図49)

それでは帰還していない原告たちは、放射線量がどれくらい低下したなら帰還を真剣に考えようと思っているのだろうか。「事故前のレベル」とする回答がもっとも多く、72.1%を占めている。その他では、「具体的な線量はないが、まだ高いと感じている」が11.6%あり、この2つで約85%に達するなど、圧倒的多数を占めている。

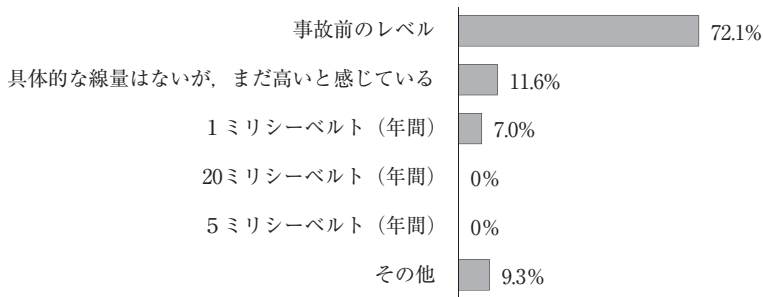


図49 帰還するための線量の低下 (n=43)

#### ⑤0 帰還後の不安や懸念 (図50)

すでに帰還した人、いまだ帰還していない人の双方にとって、帰還はどのような不安をもたらしているのだろうか。「放射能レベル」が92.9%と圧倒的に高く、ついで「子どもへの健康影響」が73.2%でつづいている。国や福島県は除染によって放射線量が低くなったと主張しているが、その発表を信用していない原告が大半である。また、たとえ帰還したとしても、「周囲との意見の相違」(37.5%)や、「不安を話せないこと」(28.6%)を懸念するなど、避難せずに元の居住地に住みつづけた人びととの見方や考え方の違いを不安に思う原告もかなりの割合で存在する。つぎの見解が代表的なものである。「また新たな

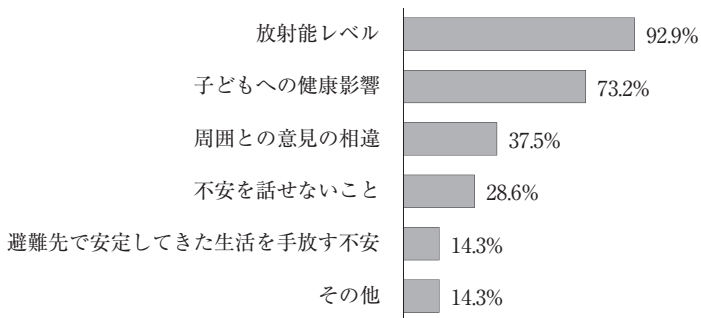


図50 帰還後の不安や懸念 (複数回答可, n=56)

に仕事を探し、人間関係も一から作っていかなければならないという困難と不安」。「事故後、甲状腺がんを発症し、体力も低下して、帰還する気力も体力もなくなったしまった。放射線の被害について無知である人たちや、知っているも見ないふりをする人たちの中で、心にうそをついて生活することに疲れたことと怒りがある」。その一方で、「避難先で安定してきた生活を手放す不安」（14.3%）を理由としてあげる原告が、少なからずいることもまた事実である。

## 8) 賠償請求および評価

### ⑤1 直接請求による東京電力からの賠償（図51）

東京電力に対して直接請求を行った原告は61.1%、していない原告の割合は38.9%と、ほぼ6対4の割合である。京都訴訟団に加わった原告には福島県外からの避難者も多く、彼らの元の居住地はいかに放射線量が高かったとしても、東京電力からの賠償を受けることができなかった。それが、本訴訟において東京電力からの賠償を受けていない原告の割合が多い理由であろう。



図51 直接請求による東京電力からの賠償（n=54）

### ⑤2 ADR での和解申し立て（図52）

ADR での和解申し立てについては、「した」が50%、「していない」が50%と、半数ずつである。東京電力からの賠償に比して、ADR による和解の率が低いのは、その存在を知らないか、時間が経過する中でADR による賠償が低く抑えられる傾向が出てきたことが一因であろう。



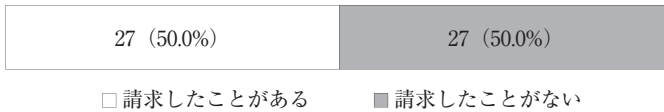


図52 ADR での和解申し立て (n=54)

### ⑤③中間指針やADRによる賠償額について (図53)

中間指針やADRによる賠償額について見ると、「該当しない」13世帯をのぞく43世帯のうち、93.0%にあたる40世帯が「まったく不十分である」と記しており、区域外避難者の多い京都訴訟の原告にとって東京電力の賠償はまったく不十分と受け止められていることが明らかである。

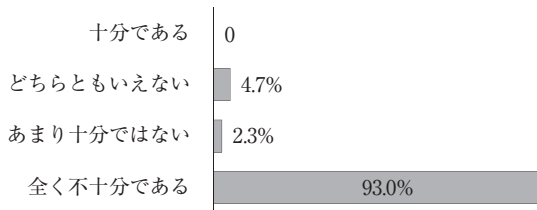


図53 中間指針やADRによる賠償額について (n=43)

### ⑤④政府の政策への不満 (図54)

原告の大半が東京電力による賠償やその姿勢に強い不満をもっていることが図52でわかったが、国に対してはどのような見方をしているのだろうか。「特に不満はない」は皆無であり、国に対しても強い不満をもっているのである。不満の最大のものは国が行った「避難の線引き」であり(81.6%)、それによって多くの地域が避難指示の対象から取り残されたことであった。とりわけ、避難指示基準を従来年間1ミリシーベルトから一気に「20ミリシーベルトとした」ことで(73.5%)、福島市や郡山市をはじめとする放射線量の高い地域が避難指示対象から外され、国の指示ではなく、個々人の責任において避難すべきものとして、責任が国や東電から個人へと転嫁されたことであった。それ

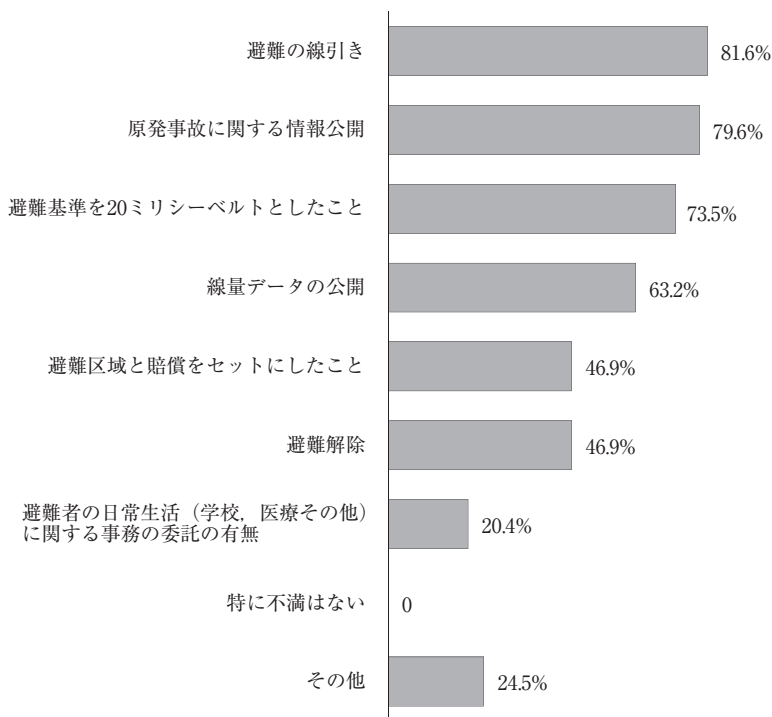


図54 政府の政策への不満 (n=49)

に加えて不満は、国が管理する SPEEDI によって放射線量の拡散予測が可能であったにもかかわらず、その情報を3月23日まで公開しなかったことが示すような、「原発事故に関する情報公開」を十分には行わなかったこと（79.6%）、「線量データの公開」も不十分でしかなかったこと（63.2%）に向かっている。

その結果、多くの原告は異なる情報に振り回されたばかりか、周囲の人びとの誤解や非難にさらされることになったのであった。「裁判官も一般の人も、『浜通りの人の方が被ばく量が多い=被害が多い』とっていませんか？私は一概にそうとも言い切れないと思う。浜通りの人びとは3/11に原発から遠く離れたところまで逃げた人がたくさんいると聞いています。3/12以降も続々と逃げて、3/15の放射性物質大拡散を免れた人も多いはずです。避難指示もなく福

島市に居続けた私達の方が、放射性物質を浴びた量は多いと思っています。  
『避難してお金がかかった』とか何とかなの被害よりも、その被害の方が重大と受け止めています。それなのに国からは『区域外』と勝手に決められ、被害を過小評価され、世間的にも『浜通りの人は大変。中通りは住めるんでしょ、浜の人より被害は小さい』と見られるのは、実状と違っていると思います」。

### ⑤東電、政府、自治体の評価（図55）

東京電力の対応に対しては、「どちらかと言えば不満がある」の2例をのぞいて「強い不満がある」と記されており、その割合は96.4%に達している。国の対応に対しては、「どちらかと言えば不満がある」と「どちらかと言えばよくやってくれた」が1例ずつあるだけで、残りの96.4%は「強い不満がある」である。福島県ほか元居住地の自治体県（都道府県、市町村）に対する評価はもう少し緩和されているが、否定的な評価は変わらない。「強い不満がある」がそれぞれ63.8%と47.8%である反面、「どちらかといえばよくやってくれた」が福島県に対しては8.5%、地元市町村に対しては13.0%と、その仕事に感謝している原告も少数ながら存在するのである。

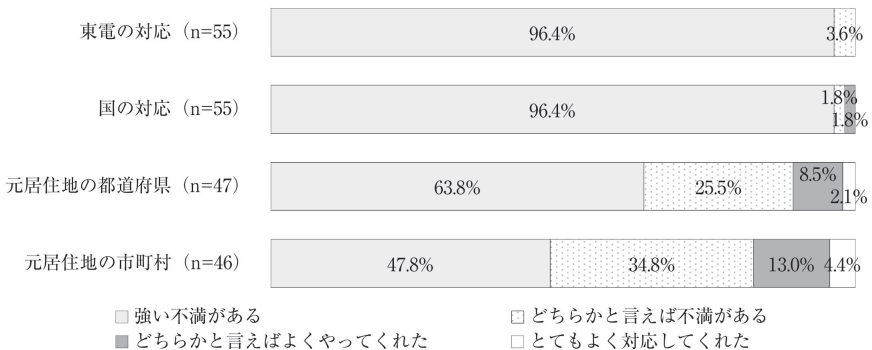


図55 東電、政府、自治体の評価

### 3. 京都訴訟陳述書に見られる原告の特徴

#### 1) 原告世帯の社会的属性

以上の京都訴訟陳述書のデータ解析から、何がいえるのか。これまで検討してきた2の項立てに沿って見ていくことにする。それに当たっては、すべての項を取り上げるのではなく、京都訴訟原告の特徴を示すと思われる項のみを重点的に見ていく。また、高橋准教授等による新潟訴訟陳述書にもとづく研究を適宜参照することで、京都訴訟原告の特性を明らかにする。

まず、原告の属性について見ていこう。彼らの原発事故後の居住地区分であるが、帰還困難区域からの避難者1、緊急時避難準備区域からの避難者1以外は、いわゆる区域外避難者である<sup>11)</sup>。京都訴訟原告の特徴は福島県外からの避難者が多いことであり、宮城県2、茨城県2、栃木県2、千葉県2が、福島県外の放射線量の高い地域からの避難世帯である（その他、福島県内の被災者支援法の対象区域外からの避難世帯1）。彼らは東京電力による賠償の対象外であり、そのことが彼らが裁判原告になった理由の一つである。

避難者の年齢層についていえば30代と40代が中心であり、これを合わせると71.5%と、4世帯に3世帯がこの世代に属している。働き盛り、地域社会で中心的な役割を果たす世代であり、その彼らが避難したのであるから、よほどの覚悟をもって避難したと考えるべきであろう。とりわけ未成年の子をもつ子育て世代が83.6%に達しており、放射能汚染の危険から自分を守ることにままして、「子どもたちを守りたい」という強い意志によって避難行動が行われていたことがわかる。

原告世帯の男性の職業については、「フルタイム」で勤務していた男性82.0%、「自営業」12.7%であり、退職していた2世帯を除くすべての世帯がこの枠に入る。一方、女性の就業形態については、子育て世代であることもあって「無

---

11) 新潟訴訟の場合には、区域内避難 59 世帯 (24.9%)、区域外避難 178 世帯 (75.1%) であり、区域内避難者の割合が相対的に高くなっている。そこから、区域内避難者の避難行動や直面している困難などの特徴と、区域外避難者のそれとを比較することが可能になっている。

職」(38.2%)と答える専業主婦がもっとも多いが、「フルタイム」で働いていた女性も32.7%とほぼ拮抗している。女性が世帯主であるケースが多いこと(避難前に離婚していた世帯4, 単身者2, シングルマザー1, 死別者1), 結婚後も仕事をつづけるなど社会的意識の高い女性が多いこと, がその理由であろう。

## 2) 原発事故直後の避難行動(初期避難まで)

つぎに, 原発事故直後の避難行動について見ていく。原発事故を知った経緯については, 原告の大半が区域外避難者であるので「報道を通じて知った」(94.6%)がもっとも多く, 「知人や友人に聞いた」(17.9%)がつづいている。事故直後の対応については, 「TVやネットを通じて調べた」(52.7%), 「窓を閉めるなどの自衛策をとった」(49.0%)などが高く, 原発事故のニュースを知った直後から積極的・意識的に行動した原告が多いことがわかる。また, 「すぐに家族全員で避難した」(32.7%), 「すぐに母子だけで避難した」(20.0%)を合わせると52.7%となり, 迅速な避難行動をとった原告の多さも特徴的である。避難時期については, 彼らの70.9%が原発事故から3週間以内の3月末までに避難しており, 避難という行動が多大な犠牲を課し, それゆえ熟慮が必要であつただろうことを考慮するなら, 異例の多さといつてよい。それだけ, 原発事故による放射能汚染の脅威が強く実感されており, 母子だけでも逃れよう・逃がそうとの意思が強く働いていたのである。

避難のきっかけについては, 「指示はないがネット等で調べた」(87.5%)がもっとも多く, 「子どもや胎児の健康への不安」(68.8%)がつづいているところにも, 京都訴訟の原告の意識的・行動的な特性を認めることができる。自分で調べ判断する能力をもつからこそ, 「政府の発表に不信をもった」(56.3%)避難者の割合が高いのであり, 正確な情報を出さない政府や福島県に対する不信がつのつたのである。また, そうであるがゆえに, 多くの原告(61.8%)が自身で自宅周辺の放射線量を測定し, 「子どもには安全でない」(77.1%)ことを危惧し, 「きわめてリスクが高いと感じた」(60.0%)。そのために, 「政府や

自治体の発表は使用できない」(77.1%)、「自治体の発表より高く不安になった」(65.7%)と、政府や自治体の発表に対する不信と不安が高まったのである。

放射線リスク情報の入手経路と信頼度に関しても、京都訴訟原告の積極性と自主性は際立っている。さまざまな手段を尽くして情報の入手につとめ、外国に住む友人やネットを通じて国内外の情報の違いに敏感であった彼らは、「ネット等を通じて得られる情報」(76.5%)に信をおく一方で、「行政機関による広報」(52.9%)や、「政府や自治体による説明会」(29.4%)に強い不信感をもつようになった。とりわけ多くの原告が批判するのは、チェルノブイリ事故以降、放射能汚染の危険について警告を発していた山下俊一医師が、事故後は態度を豹変させ、福島では放射能汚染の危険はないとする講演をして回ったことであった。これに対し、小中学校校庭の利用基準を年間20ミリシーベルトまでと定めた政府の方針に対し、内閣官房参与の小佐古敏荘東大教授が「この数値を幼児に適用することは、学問上からのみならず受け入れられない」と涙を流して抗議したことを見て、関西への避難を決定したと述べる原告が多く存在する。

### 3) 本避難にいたった理由と経過

本避難にいたった理由として、もっとも多いのは「避難指示はないが色々と自分で調べた」(91.0%)と「将来の健康に不安を感じた」(91.0%)であり、そこから「政府の発表に不信をもつ」(71.4%)ようになるなど、他の項目と同じ自主的・自立的な傾向を示している。京都訴訟原告の危惧がとりわけ増大したのは、家族のうちに身体的異常の徴候が数多く現れたことであった。子どもの「鼻血」(41.2%)や、親も含めた「風邪・熱」(23.5%)や「下痢」(20.6%)がくり返し見られ、マイコプラズマ、中耳炎、結膜炎など、事故前には見られなかった「その他」の症状(67.7%)が頻出した。この割合は新潟訴訟原告と比してはるかに多く(新潟ではそれぞれ13.5%, 2.8%, 2.2%)(高橋・小池2018:63)、冷静な判断力を備えた原告たちであったが、身内の身体的異変を

通じて放射能汚染の恐怖にじかに直面させられたことで、汚染の心配のない西日本にまで避難することを決意したのである。

本避難をするにあたって、原告たちは何を心配していたのか。もっとも多いのは「金銭的不安」(92.7%)であり、「離職・転職することの苦痛」(65.5%)も高率であるなど、遠方に移動するための経費の増大と転職・離職の必要性が最大の懸念になっていたことがわかる。その他では、「家族が離れ離れになること」(49.1%)、「子どもを転校・転園させること」(47.3%)も多く、家族の問題が上位を占めている。なかでも京都への避難者に特徴的なのは、「住み慣れた家を離れる不安」(80.0%)や「ふるさとを離れるうしろめたさ」(69.1%)の割合がきわめて高いことであり、自然条件も言葉も慣習も異なる西日本に避難するからこそ、ふるさとを思う気持ちとそれを失う喪失感はより大きくなったのである。

そうした喪失感を抱えてまで関西に避難しようとした理由は、何より「放射線量が低い」(92.9%)ことであった。放射能汚染を避けるには、隣県の新潟や山形ではなく、西日本に避難しなくてはならないと考えたのである。新潟訴訟原告との最大の違いはこの点であり、区域外避難者が新潟に避難した理由は、「民間借り上げ仮設制度があった」(47.6%)がもっとも多く、「地理的要因(高速で一本など)」(40.2%)がつづき、「放射線量が低い」は31.7%にすぎない(高橋・小池 2018:66)。京都の3分の1の割合なのである。放射能汚染から逃れることを何より優先させた京都訴訟の原告たちは、ネットや報道等で「避難受け入れ制度のある」地域を探し(62.5%)、そこへの避難を決意した。その間の事情は、「報道ではなく、たまたまネットで検索したら見つけた見ず知らずの人の情報で、公営住宅を自主避難者にも貸していると知った」とする一原告の記述によく示されている。

避難場所については、京都府から公務員住宅等の公営住宅が提供されていたので、原告の大半はそこに入居することになった(76.8%)。しかし、それは築50年以上経過した古い団地であったため、多くの原告は住宅事情の悪化に苦しみ、その一部は「民間の借家」(25.0%)に移ったのである。

避難の合意の有無については、「家族中、皆で合意した」(66.1%)と、おおむね合意があったことを示している。反面、「家族の中でも合意が難しかった」(14.3%)、「家族では合意したが親族の合意は難しかった」(7.1%)などのケースでは、多くの場合避難後も対立や葛藤を解消することができず、しばしば「離婚」(13.3%)を強いられることとなり、母子が抱える困難はさらに増していったのである。

#### 4) 母子避難の苦しさ

つぎに、福島原発事故がもたらした現象のひとつとされる母子避難について見ていく<sup>12)</sup>。京都訴訟の原告のうち、父親が元の居住地に残って「母子のみが避難」したケースは全体の55.4%であり、「家族そろって避難したので「分離はない」(39.3%)とする割合の1.4倍になっている。かなりの数の世帯が、事故後に母子避難を選択したのである。

遠く離れた土地への避難であるだけに、父親が関西まで会いに来る頻度は「月に1回」(40.7%)か「2ヶ月に1回」(18.5%)が多く、この2つで6割近くを占めている。遠隔地に母子を避難させる一方で自分は元の居住地に残ることを選択した父親にとって、最大の苦痛は「妻や子供と離れる苦痛」(92.6%)であり、「経済的な負担増」(92.6%)であった。これらの点もまた新潟訴訟原告と大きく違っており、地理的に近い新潟では94.8%の父親が月に2回以上、母子避難した家族に会いにきている(高橋他 2018:68)。放射能汚染を避けるために遠い関西に避難した原告たちは、家族分離の悲哀を味わい、相互のコミュニケーションが困難になり、離婚の危機や家族崩壊の危険によりさらされたのである。

母子避難による世帯分離は解消されたのだろうか。52.9%と半数以上の世帯が陳述書作成の時点で世帯分離を解消しておらず、父親が避難先に合流することで分離を解消した世帯は35.3%、帰還によって世帯分離を解消した世帯は

---

12) 母子避難についてはすでに多くの研究書やルポルタージュが存在する(山根 2013, 吉田 2016, 戸田編 2016など)。



8.8%にすぎない。また、母子避難を含めた避難生活による夫婦関係の悪化については、68.9%が「悪化していない」とする一方で、「口論が多発するようになった」（17.8%）とする世帯もかなりあり、6世帯（13.3%）についてはすれ違い生活をつづけるなかで夫婦離婚にいたっている。地理的に近い新潟では離婚にいたったケースは5.3%なので、遠方であるがゆえのコミュニケーションの欠如と齟齬の増大、そして関西に避難した母子の孤立がここでも浮かび上がっている。

## 5) 避難による子どもへの影響

避難は世帯のなかでもとりわけ子どもの上に大きな影響を与えた。転校・転園した子どもの割合は73.0%にのぼっており、しかも、ことばも考え方も大きく異なる関西への転校・転園であった。「友人を喪失した」（83.3%）、「精神的に不安定になった」（56.7%）、「転校先で友達に馴染めなかった」（46.7%）などの項目が、高い割合を示している。地理的・文化的に近い新潟への避難と大きく異なる点であり、新潟ではこれらの項目はそれぞれ38.5%、29.5%、22.4%と京都の半分以下である。京都に避難した子どもたちの悲鳴が聞こえてくるような思いがする。

転校・転園による苦痛を味わった子どもたちが、身体的にも脆弱になったのはある意味当然であった。過半数の子どもが「放射能の影響が考えられる症状」（55.9%）を発症しており、「精神症状の発症」（17.0%）のある子どもをもつ世帯もかなりの割合になっている。しかも、多くの子どもは複数の症状が同時に発生しており、公的支援が緊急に必要なケースといえる。

避難生活が子どもに与えた全般的な影響についていえば、「とくに悪影響はない」（9.8%）がきわめてわずかしかないことに、子どもたちの抱える苦痛の大きさが示されている。子どもたちが学校で福島からの避難者としていじめられたという発言は多数あり、その結果、「不登校や引きこもりになった」（17.3%）ケースもかなりある。6人にひとりが不登校や引きこもりになったというのだから、普通の状態とはいえない。子どもたちの苦痛、そしてその子

どもたちと毎日接する母親の苦悩の大きさが、陳述書とそれにもとづくアンケートから浮かび上がってくるのである。

## 6) 避難生活の実態と困難

避難生活は、子どもと同様、大人たちにも大きな影響と困難をもたらした。彼らが避難生活をつづける上での困難として、第一に挙げているのは「経済的負担」の増大であり、2世帯をのぞいた96.4%の世帯がこれを訴えている。また、「暮らし向きについての苦勞」(81.8%)、「日常生活の費用増大」(76.3%)をあげる世帯の割合も多く、関西地区への避難が彼らに課した経済状況の悪化を如実に反映している。そうした状況をもたらしたのは、避難したがゆえに起こった「失業期間の発生」であり、男性の54.4%、女性の60.4%がこれに該当する。しかも、半数以上の男性が、「仕事のやりがいの喪失」(52.3%)、「収入の減少」(50.0%)、「キャリアの喪失」(50.0%)を挙げるなど、避難が彼らの職業生活のあらゆる面において深い喪失を引き起こしたことがわかる。

彼らがそれほどの経済的困難を強いられた理由は明らかであろう。京都訴訟原告の96.4%は区域外避難者であり、区域内避難者への賠償と区域外避難者への賠償には決定的な違いがあることはこれまでに示されている。帰還困難区域や居住制限区域等からの避難者に対しては、制限解除までひとり当たり月に10万円の慰謝料が支払われるのに対し、区域外避難者については福島県内であっても妊婦子ども68万円、その他大人8万円の避難慰謝料が払われているに過ぎない<sup>13)</sup>。これでは、避難にかかった費用や、二重生活をつづけるがゆえの負担増、避難にともなう経済環境の悪化などを、いささかも相殺できないことは明らかである。実際、新潟訴訟の陳述書においても、「経済的負担」の困難を挙げる避難者の割合が、区域内と区域外ではそれぞれ55.9%と78.7%と、1.5倍近い違いがある。また、避難開始直後の困難として「金銭的支出の増大」を挙

13) 大阪市立大学の除本理史教授の試算によれば、4人家族で計算した時、帰還困難区域からの避難慰謝料5800万円、居住制限区域からの避難慰謝料2880万円、避難指示解除準備区域1920万円、緊急時避難準備区域720万円であるのに対し、区域外避難の場合には4人家族で168万円にしかない(除本2015, p39)。

げる避難者は、区域内と区域外でそれぞれ39.0%と76.4%と、後者がほぼ倍になっている（高橋・小池 2018：67, 2019：92）。区域内避難者であれ区域外避難者であれ、それまで築いてきた生活基盤から離れたことによる経済的負担の増大は同一であるはずなのに、それを困難と感じるか否かにこれだけの違いがあるとすれば、それは東京電力による賠償や慰謝料の額の違いがもたらした以外の何ものでもない。理不尽としかいいようのない措置である。

経済的困難の他に、陳述書に述べられている困難としては「先行きが見通せない不安」（67.2%）があり、人間関係にかかわる困難と、精神的・身体的な健康の悪化がある。「先行きが見通せない不安」については後でふれるとして、人間関係上の困難について見れば、実の親子や兄弟とのあいだでは「悪化がなかった」（32.6%）がもっとも多く、たとえ「一時的な関係悪化」（11.6%）が生じたとしても、それを修復することは可能であった。一方、義理の親子のあいだの関係は微妙であり、「一時的な関係悪化」（14.0%）、「事実上の関係断絶」（9.3%）と、かなりの割合で関係悪化が伝えられている。さらにむずかしかったのが友人との関係であり、「一時的な関係悪化」（32.6%）、「事実上の関係断絶」（27.9%）と、おなじ年ごろの子どもをもつ親として妬みや葛藤が生じやすかったことを物語っている。

避難先での人間関係はどうであったのか。半数の原告は「孤独感を強めた、孤立した」（51.0%）したと述べているし、「避難者であるという理由で誹謗中傷を受けた」（22.5%）ことも少なからずあった。反面、「親切な人びとに助けをもらうことがあった」（77.6%）を挙げる原告も多く、周囲の人びとに感謝を示す原告が多いことが特徴的である。また、「避難者同士で支えあうことができた」と、避難者間の横のつながりを強調する原告も多い。そうした支援やつながりがあったからこそ、彼らは見知らぬ土地で、しかもしばしば母子のみで、生き抜いてこられたのである。

避難後の健康状態についていえば、男性の原告では「精神症状の発症」（22.9%）がもっとも多く、「放射能の影響が考えられる症状の発症」（14.6%）もかなりの割合を示している。女性についていえば、「放射能の影響が考えら

れる症状の発症」(30.1%)がもっとも多く、「精神症状の発症」(21.8%)もかなりの高率である。単純計算すれば半数以上の女性がなんらかの疾患に苦しんでいるのであり、避難生活が課した負担の重さ、過酷さを反映した数字である。

精神的苦痛については、男性は「移動に伴う苦痛・危険」(60.4%)を第一に挙げており、避難のための移動や避難した母子に会うための移動の労苦の大きさが明らかである。他に、「やりがいがある仕事の喪失(変化)に伴う苦痛」(52.1%)、「退職、転職を強いられた」(52.0%)、「給与の減額」(47.9%)など、職業上の変化や喪失を訴える男性が多い。女性の方では、男性と同様「移動に伴う苦痛・危険」(89.0%)が第一だが、つぎに「ストレスによる心身の不調」(61.8%)が挙げられるなど、精神的・身体的な苦勞の多さが心身の状態に多大な負荷をかけていたことを示している。「夫や子どもと離れ離れになることを強いられた」(52.7%)や、「(子どもの)転校に伴う苦痛」(49.1%)もかなり多いことも特徴的であり、仕事に重心を置く男性に対し、家庭を守ることを自分の役目と引き受けた女性が、そのことにより大きな精神的苦痛を負わせられていたことがわかる。

## 7) 帰還について

陳述書作成時点までに元の居住地に帰還した原告は4世帯、率にして7.1%にすぎない。帰還の理由としては4世帯すべてが「経済的負担」を挙げており、母子避難等による二重生活が課した経済的困難の大きさがうかがわれる。未帰還者に対して帰還しない理由をたずねると、「放射線量、健康不安」(98.0%)が圧倒的多数であり、原発事故がもたらした放射能汚染が一向に解決されていないことを挙げている。国や福島県は除染によって放射線量が減少したと主張しているが、ある原告が明確に述べているように、「除染は済んでいないし、土壌汚染は相変わらず低減していない。東電も国も事故を清算していない」。そういう批判であり、不満である。

帰還してもよいと考えられる放射能レベルについては、「事故前のレベル」

(72.1%)、「具体的な線量はないが、まだ高いと感じている」(11.6%)が大半を占め、この2つで85%に達している。とてもその段階にまで達していないがゆえに、当分帰還はできないというのが原告たちの心情である。

## 8) 賠償請求および評価

東京電力に対して直接請求ないしARDでの賠償をした原告は、それぞれ61.1%、50.0%と、ほぼ半数を占めている。しかしその賠償額については、93.0%が「まったく不満である」と答えており、強い不満をもっていることが明らかである。

原発事故後に、東京電力、国、福島県、出身市町村がとった対応については、「強い不満がある」の割合がそれぞれ96.4%、96.4%、63.8%、47.8%であり、京都訴訟原告の不満がいかに大きいかを物語っている。この点は新潟訴訟原告と大きく異なる点であり、「強い不満がある」とする割合は、区域外避難者でそれぞれ94.1%、88.1%、20.1%、21.2%、区域内避難者でそれぞれ96.1%、84.3%、5.9%、7.7%と全体として少ないだけでなく、とりわけ福島県や出身市町村に対して高い評価を与える傾向がある。京都訴訟原告の方がより批判的な精神をもつこと、母子避難をした家族との面会のための移動の苦労の大きさやその頻度が少ないこと、手続きのために元の居住地へ戻るための費用が支払われていないことなどが、京都訴訟原告のもとでの不満の高さを引き起こした理由であろう。

## 4. 結 論

京都訴訟陳述書が示している原告の特性と避難行動の特徴について、最後にまとめることにする。

京都訴訟原告の特性は子育て世代、働き盛り世代が多いことであり、このことは他の訴訟原告とも共通する。一方、京都訴訟原告の固有の特性と思われるのは、積極的・能動的な行動様式であり、自立的な意識の高さである。そうで

あるがゆえに、彼らはさまざまな情報を収集・検討して放射能汚染の危険性を知り、さらに身内の身体的異変にせき立てられるようにして、子どもの放射能汚染を避けるべく遠い関西への避難を決意したのであった。

しかし、それによって彼らは、避難前に予想していた以上の困難に直面させられることになった。その困難は第一に経済的なものであり、家族中で避難した場合には失業と転職を経験し、慣れない土地や人間関係のもとで働くことの困難や収入の減少に苦しむことになった。また、収入を維持するために母子のみが避難した場合には、家族の分離と孤立、コミュニケーション不足、二重生活ゆえの出費の増大に苦しめられた。その結果、13.3%もの世帯が離婚へと追い込まれたのである。

原告の抱えた困難は経済的な次元に限られたわけではなかった。彼らは大人も子どもも友人や親族とのつながりを失い、慣れ親しんだ自然環境から切り離され、ことばも慣習も異なる新しい世界で生きることで、孤立と孤独を余儀なくされた。人間関係の希薄化、慣れない環境への適応不全、ときに投げかけられた心無いことばや差別。それらに対してもっとも敏感であったのが子どもたちであり、6人のひとりもの割合で不登校や引きこもりに追い込まれている。そうした子どもの苦しみにじかに向き合ってきたのが母親たちであり、彼女たちのうちの61.8%が「ストレスによる心身の不調」に苦しめられてきたのである。

経済的困難、社会的関係の喪失、精神的ストレスの増大、ふるさととの関係の喪失。京都訴訟原告が背負った困難や苦しみは、しかし、以上に挙げたものに限られたわけではなかった。目に見えにくい、数字にあらわれてこない困難や苦しみを彼らは負わされ、呻吟してきたのである。人間は与えられた環境の中で自然と交流を重ね、友人や教師、上司と交わりながら、勉強や仕事を重ねることで成長する。生きることは時間の経過を前提とするものであり、過去を振り返り、未来を展望することで各自のアイデンティティが形成され、それを通じて家庭や安定した人間関係を築くことが可能になる。社会のなかで生きるとはそういうことであり、それはすべての国民に権利として与えられているは

ずのものである。その一切を福島原発事故が原告から奪ったのである。それは原告たちの過去とのつながりを断ち切り、社会の保護を失わせ、いつまで避難すればよいかをわからなくすることで未来への展望を剥奪したことにより、各原告のアイデンティティを不確実にし、彼らの生きる現在を不安定なものにした。そのことは、原告の91.1%が避難当初に「先行きの不安」をあげ、それから3年経過した陳述書作成時点でも67.2%の原告が「先行きが見通せない不安」を挙げていることに示されている。3分の2の原告が未来の見通しのない、暗闇のなかを歩かされつづけているのであり、彼らは自分たちには十分な保障が与えられず、さまざまな危険に剥き出しの状態ですらされながら生きることを余儀なくされていると感じているのである。

私たちは本稿を通じて、原告たちがどのような困難を負わされ、どのような苦しみに押しつぶされそうになりながら生きてきたかと問うてきた。原告たちに課せられたこれらの困難や苦しきは、もし福島第一原子力発電所の事故がなかったなら、生じるはずのないものであった。しかも彼らはそれらの困難や苦しみにいささかも責任を負うわけではなく、なんら引き受ける義務も必要もないものであった。にもかかわらず、彼らの人生はそれによって大きく変えさせられ、将来の展望さえも奪われてしまったのである。であれば、原告たちがいかなる困難や苦しみを課せられてきたのかという本稿の問いは、あたかもそれらの困難や苦しみが除去さえすれば、もとの平穏な安定した生活が復旧できるかのように想像させる点で、間違いであったかもしれない。原告たちは多くの困難や苦しみを課せられたというのでは正確ではなく、それらの困難や苦しみを経験することなく生きる権利、社会のなかで人びとや自然と交わりながらより良き生を作っていく権利を、彼らは原発事故によって剥奪されたのだと言った方がより正確であるかもしれない。

イタリアの哲学者ジョルジョ・アガンベンは、アリストテレスの有名な「生きることのために生まれたが、本質的には善く生きることのために存在する」ということばを引きながら<sup>14)</sup>、古代ギリシャでは単に生きることと、社会のなかで善き生を求めて生きることが明確に区別されていたとする。後者が「ビ

オス」と呼ばれ社会のなかで求められる生の形式であったのに対し、前者は単に生きること、生物学的に生きることとしての「ゾーエー」であり、アガンベンをあらゆる社会的な保護や規範から離れた生という意味で「剥き出しの生」と名づけている（アガンベン2003：7-20）。

「善き生を生きること」の権利は国民にすべからく与えられている権利であり、日本国憲法はこれを、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（13条）として保証している。これに沿って国会は震災の翌年の2012年に、原発事故被災者を支援するための法律を全会一致で批准した。「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「子ども被災者支援法」）がそれである。その第二条には、「被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と、すべての被災者が自由意思で避難する権利をもつこと、国および地方自治体は彼らへの適切な支援をおこなうべきことを明言している。

これらの憲法や法律の条文にもかかわらず、原発事故の放射能汚染を避けようとして避難した人びとは、本稿で述べたような保護のない「剥き出しの生」を営むことを余儀なくされているのである。であれば、私たちはつぎのように問うべきではないか。加害者企業としての東京電力が区域外避難者から剝奪した「善き生」を求める権利は、子ども妊婦40万円（避難した場合60万円）、大人8万円という慰謝料にしか換算されないものなのだろうか。ある範囲の間人を「剥き出しの生」の状態のままにおく国や自治体の現在の政策は、とうてい許されるものではないと思われるが、いったい何によって正当化されているのだろうか。

---

14) アリストテレスは『政治学』のなかでつぎのように書いている。「あらゆる自の可能性を極限まで充たした共同体が国家（ポリス）である。それは人々が生きるために生じたものであるが、それが存在するのは人々が善く生きるためのものとしてある」（アリストテレス 2018：22）。



## 参考文献

- アガンベン, ジョルジュ (2013) 『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』高桑和巳訳, 以文社.
- アリストテレス (2018) 『政治学』神崎繁・相澤康隆・瀬口昌久訳 (『アリストテレス全集』17巻), 岩波書店.
- 遠藤典子 (2013) 『原子力損害賠償制度の研究』岩波書店.
- 関西学院大学災害復興制度研究所 (2015) 『原発避難白書』人文書院.
- 佐藤嘉幸・田口卓臣 (2016) 『脱原発の哲学』人文書院.
- 成元哲編 『終わらない被災の時間——原発事故が福島県中通りの親子に与える影響』石風社.
- 田井中雅人・エイミ・ツジモト (2018) 『漂流するトモダチ：アメリカの被ばく裁判』朝日新聞出版.
- 高橋若菜・小池由佳 (2018) 「原発避難生活史(1) 事故から本避難に至る道—原発避難者新潟訴訟・原告237世帯の陳述書をもととした量的考察—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第46号, pp.51-71.
- 高橋若菜・小池由佳 (2019) 「原発避難生活史(2) 事故から本避難に至る道—原発避難者新潟訴訟・原告237世帯の陳述書をもととした量的考察—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第47号, pp.91-111.
- 辻内琢也・増田和高編 (2019) 『フクシマの医療人類学——原発事故・支援のフィールドワーク』遠見書房.
- 戸田典樹編 (2016) 『福島原発事故 漂流する自主避難者たち』明石書店.
- 松谷満・成元哲・牛島佳代・坂口祐介 (2014) 「福島原発事故後における『自主避難』の社会的規定因」『アジア太平洋レビュー』大阪経済法科大学, 11号, pp.68-77.
- 盛山和夫 (2004) 『社会調査法入門』有斐閣ブックス.
- 山根純佳 (2013) 「原発事故による『母子避難』問題とその支援—山形県における避難者調査のデータから」『山形大学人文学部年報』10: 37-51.
- 除本理史 (2013) 『原発賠償を問う——曖昧な責任, 翻弄される避難者』岩波書店.
- 除本理史 (2016)
- 吉田千亜 (2016) 『ルポ母子避難——消されゆく原発事故被害者』岩波新書.
- 渡部朋宏 (2016) 「限定される自主避難者の損害賠償」戸田典樹『福島原発事故 漂流する自主避難者たち—実態調査からみた課題と社会的支援のあり方』明石書店, 2016, pp.156-168.